

農地改革と和田博雄 (三)

大竹啓介

(三) 和田博雄の農政観

1 農政課時代

(1) 昭和三年八月から翌四年一〇月にかけての一年余を、和田博雄氏は大阪営林局で過ごしている。

「営林局にゆくとき、私に対して(石黒忠篤)先生は、しっかりと日本の森林を見てきたり、管内をよく歩いて営林署の仕事もしながら山村を十分知ったらいだろうといわれました。その教えに従って……大阪の営林局は管轄区域が広がったのですが、ずいぶん管内を歩き廻りました。ほとんど全部廻ったくらいです。……営林局では、仕事は大してなかったのですが、結局多くの山村の生活にふれたことは、私にとって大変によか

《ノート》 農地改革と和田博雄 (三)

ったといまでも思っております。⁽¹⁾

職務のかたわら、新進の和田事務官は大いに青春を謳歌したらしい。大阪営林局の機関誌『みやま』の創刊⁽²⁾(和田氏が初代編集長)、「木立会」(俳句の会)の再興のほか、テニス(和田氏は六高時代「インターハイ」へ全国高等学校競技大会へ出場した選手)、野球などでも大活躍している。後年の「企画院事件」では、公私両面にわたり和田氏が中心的存在となつて形成されたインフォーマルな「和田グループ」が官憲から格好の標的とされるが、このような多面的な人間的魅力を発散させながら衆望を集める頭領的資質と潑刺たる英気の萌芽が、早くもこの時期にきざしていたとみることもできよう。

和田氏が本省に復帰後蚕糸局を経て農務局農政課勤務となるのは、前述のとおり昭和六年五月である。

この年農林省に入省して農政課入りした東畑四郎氏は、当時の思い出として、同年三月小作法案が流産した直後だけに農政課内は「みんな意気消沈して」忿懣やるかたない風情であったことと、「事務的な仕事は余りしなかったが学究的で議論に強く、一見傲然としていたが才気煥発で、論客揃いの農政課のなかでも一際生彩があった」先輩和田事務官の存在をあげている。「農林省には和田というすごい男がいる」というのが、当時のボクの印象⁽³⁾でした。」

石黒農政課長時代から農政課事務官として多年小作関係の法

案作成作業にあつてきた田中長茂氏は、昭和初年に二度にわたつて痛切な辛酸をなめていた。前述のとおり、昭和二年の第一次若槻憲政会内閣のときは、農林省と司法省の審議は終わり、内閣法制局に持ち込むばかりにまでこぎつけていたのである。

大正一五年春頃から昭和二年初頭にかけての一年間、農林省の実務スタッフ（長瀬貞一文書課長、村上龍太郎書記官、小平権一農政課長、田中長茂農政課事務官ら）は、休日返上で膨大な「小作法案草案」（全文七六カ条）の立案作業に取り組んだ。前回（二）の2）紹介した「小作法案研究資料（第一次）」（大正一〇年）などに比すれば、内容的にかなり後退しているが、この時期の憲政会内閣の「現実的成案」たりうる「地主的土地所有関係の妥協的改善」案として仕組み、かつ、既存の民事法規と関連つけて実体法として遺漏なく整備するためには、かつての「石黒チーム」とは異なる実務上の苦労があつたようである。テクニカルな議論百出のなかで「農林省きつての法律屋」といわれた村上龍太郎氏の「独特の博識と自信」が取りまとめにわたつて大きな役割をはたしたといわれる。

しかし、片岡蔵相の失言（昭和二年三月一四日）問題を導火線として金融恐慌が勃発し、第五二帝國議會は混乱裡に閉会（三月二六日）。政治的経済的混乱拡大のなかで内閣総辞職（四月一七日）という政治情勢の急展開があつて、「小作法案草案」の議會提出の見込みはなくなつた。法制局審議を経ることなく、

内閣に報告することで幕引きとなつたのである。

「夜を日について苦勞に苦勞を重ねた甲斐はなかつた。今度という今度は全くがっかりした。村上さんは辛棒強い人だつたからあまり口には出されなかつたが、憔悴の色はさすがにかくせなかつたように見受けた。私の如きは、急性肺炎で半死半生の憂目を見るに至つたのであつた。」（田中長茂氏の回想）

田中（義一）政友会内閣のあとをうけて昭和四年七月二日発足した浜口（雄幸）民政党内閣が、政府案としてはじめて議會に提出した「小作法案」（全文七四カ条）の内容は、ほぼ前記「小作法案草案」を踏襲している。さきの「小作法案草案」の実質的取りまとめ役だつた村上龍太郎氏が今度は直接の担当責任を負う農政課長であり、田中長茂氏が首席事務官であつた。第五九帝國議會における「小作法案」流産の顛末（衆議院通過、貴族院で審議未了）は、前回（二）の3）のべたとおりである。

小倉武一氏は、このときの政府が「果して小作法案を制定するの熱意があつたか否かが疑われる」とみている。「政府が議會提出の時期を若干遅らせた（衆議院提出は昭和六年二月一五日——筆者注）上に、衆議院が徒に法理の末梢にはしる質疑に時日を費し、（慣行小作権を制限するなどの修正をなしたのち）最後に貴族院が審議未了としたことは、わが国の支配階層が小作法の成立を意図しなかつたものなることを證明する。地主的土地所有関係の妥協的改善すら欲しなかつたのである。」⁽⁶⁾

貴族院で審議未了となったのは、昭和六年三月二四日である。「この議会は会期を二日延長したように記憶しているが、十中九まで通過不能と諦めてはいたものの、会期延長で一縷の望をもたぬでもなかった。しかし、またまた『万事休す』を絶叫せざるを得なかった。村上課長初め私共は、漂渺たる大海に藻屑のように投棄てられたと同然の感をいだいた。……政治というものを呪わざるを得なかった。」(田中氏の回想)

浜口内閣(昭和四年七月～六年四月)は、衆知のとおり、「金解禁」を断行した「井上財政」と英米協調の「幣原外交」

(「ロンドン海軍軍縮条約」を結実させる)を両輪とした。その歴史的功罪は別として、戦前の政党内閣(政党政治)、ブルジョア・デモクラシーの一つの政治的ピークであったといえよう。浜口内閣は昭和四年七月九日、組閣早々「十大政綱」を発表して意欲的な滑り出しをみせ、積極的に政治的経済的合理主義を志向した。松村謙三氏によれば「近代の内閣の内、恐らくこの内閣ほどその主張に忠実で、果敢に実行したものは無い」。

政友会に比すれば、相対的には自由主義的ブルジョアジーをより代表する憲政会・民政党内閣は、小作立法を政策プログラムのなかにとり入れてはきたが、浜口内閣も、すでに似たように、「小作法案」成立に関しては、「金解禁」や「ロンドン海軍軍縮問題」にみせたほどの熱意をもっていたか疑問である。それは勿論内閣自体の政治的性格に基因するが、問題は多分に町

田忠治農相の意欲と姿勢にも存したといえる(10)(11)。「小作法案」を取り扱った昭和二年の第一次若槻内閣の農林大臣でもある)。

「小作法案」(昭和二年)、「小作法案」(昭和六年)とも事務当局の最高責任者として「長嘆息」させられた石黒農務局長は、後年次のように述懐している。

「町田農相は、小作立法に非常に熱意を持たれたような恰好になっていきます。けれども私は、真にそれだけ熱意を持っておられたかどうか疑問に思います。……志村源太郎さん(「小作法案」の基礎となった「小作法制定上規定スヘキ事項二閣スル要綱」へいわゆる「小作法要綱」Vを答申へ大正一五年一〇月三〇日Vした小作調査会の特別委員会委員長をつとめた。日本勸業銀行総裁、産業組合中央会会頭を歴任して昭和五年八月没——筆者注)は、非常な熱意を持っておられた。志村さんを町田さんは非常に信頼されており、志村さんの町田さんに及ぼすインフリュエンスは非常に大きかった。そのため志村さんに対する義理合い上やらざるをえないところがあり、一つには志村さんがいわれるのだから、この程度まではやむをえなからうと考えておられたと思う。とくに山本前農相(山本悌二郎。田中政友党内閣の農相——筆者注)が、自作農地法案について自作農創設維持助成資金特別会計法案を準備した後だけに、反対党としてなにか実績を残したい、という念に駆られてやられ

たところが多いように思う。⁽¹²⁾

このように「小作法案」も「小作法案」もついに目の目をみることなく葬り去られたが、議会で審議未了となったときの他の法律案のように立法史上に経過的痕迹をとどめるのみで社会的には全くの無価値となるケースとは、若干事情を異にしていたことは注目されねばならない。これらの小作立法の試みは、前回(二の3)のべたとおり、小作官のネットワークを媒介として小作調停制度の運用と有機的に結びつき、小作調停の依拠する実体的基準として社会的に機能したのである。就中昭和二年三月一〇日農林省が「小作法案」を、小作調査会の委員の諒解を得てあえて一般公表にふみ切ったのは、そのような効果を狙った石黒農務局長の大英断であった。⁽¹³⁾昭和六年の「小作法案」流産も、地方小作官には「法案ガ第五九回議會ニ提出サレ、ソレガ貴族院ニ於テ審議未了トナリタルモ、一方衆議院ヲ通過シタコトハ法案ニ箔ヲツケ……法案ノ利用価値ヲ高ムルニ至ツタ感ガアル」⁽¹⁴⁾と受けとめられる側面を有したのである。

(2) 「企画院事件」(昭和一六年)は、「治安維持法」にかかると「思想犯事件」の一つであったが、事件関係者のなかで「思想的前科」がなかったのは、首魁と目された和田氏のみである。「事件」当時、和田氏の主任弁護士であった鈴木義男氏(のち片山内閣の司法大臣)から「弁護の一資料とするために、和田君の学生時代の思想が赤であったかどうか」を書いてくれと

依頼された湯本喜作氏(六高時代以来の友人。のち富士銀行専務)は、「徹夜で彼の人道主義的な思想を、詩や歌の面から書いて、彼の底に流れているものは、今日になっても一貫しているのではないか。読書家であったから、マルクスもよんだかも知れないが、そのために彼が一方にかたよるような資質でないことを大いに論じて提出した」という。事件関係者の一人である正木千冬氏(前鎌倉市長)は、和田氏の思想傾向について「彼ハ官吏ニハ珍シイ程格別のニマルクス主義(マルクス経済学)ノ研究ヲシテ居ル人ダト考ヘマシタ。併シ私ノ感ジデハ彼ハドコ迄モ官吏デアリ、マタ産業組合論者デアルト思ヒマシタ。恐ラク農林省ニ入ツテカラ農業恐慌ニ際会シソノ為ニマルクス主義(マルクス経済学)ノ勉強ヲヤッタノデハナイカト思ヒマス」⁽¹⁶⁾と陳述している。和田氏自身も、後年、社会意識の覚醒は学生時代ではなく、農林省入省後であったことをほのめかしている。

「将来の希望を考えはじめたのも六高生になってからだ。しかし現在の姿である『政治家』のイメージは全くなかった。静かに本をひもとく学者になろうという気持ちが強かった。当時の世相は絶えず流動し、民主主義思想が生まれたころでもあったが、私はジャーナリズムに騒がれたり、スター気取りの華やかな活動には性格的にも向かなかった。社会主義へのイメージが生まれたのは、その後農林省の役人時代、減俸騒動(浜口内

閑は発足、昭和四年七月、後間もなく緊縮政策の範を官吏から示さんとして俸給の一部減俸を強行しようとしたが、各省官吏の猛烈な反対運動を惹起し、ついに沙汰止みとなった——筆者注）で共済組合をつくったり、イギリスで起きた消費組合運動を学んでからと思う。」

和田氏は、どうやら農林省入省後と心得て飛躍し、変貌したようである。六高時代以来の親友である丸山二郎氏（のち富士銀行常務）の目にもそう映じた（筆者への直話）。

「学生（六高）時代の和田君は優秀な学生でしたが、それほど異色な存在ではなかった。友人の目からみて、将来あれほど官界、政界で台頭する人物になるとは思わなかった。当時彼がつくっていた象徴詩などをみてもセンチメンタルで涙もろい調子でしょう。社会的弱者に涙する青年の純粹な初々しい気持を持ったヒューマニストであったかもしれないが、社会革命思想の持主などではありえなかった。和田君は農林省に入ってから変ったのです。恐らく入省後よい先輩、友人にめぐまれて目を開き大いに発奮して、昔からがんびり屋ですから一生懸命勉強して、精進したのでしょう。図体も一回り大きくなったように思うが、何よりも人間が大きくなり、考え方が強くなった。和田君は、全く農林省に入ったがために『あの和田博雄』になったのです。役人になっても、ほかの省ならあれほど頭角をあらわし、周りから囑望されてあそこまで昇りつめることはな

ったでしょう。農林省という職場が彼にはピッタリだったのですよ。」

「企画院事件」における「予審終結決定書」によれば、和田氏は「農林省ニ奉職後昭和二年頃ヨリ職務ノ傍経済学ノ研究ニ志シ、リカルド著『経済原論』ノ研究ヨリ直ニマルクス主義経済学ノ研究ニ入り、マルクス著『資本論』ヲ初メブハーリン著『帝国主義と世界経済』カウツキー著『農業問題』レーニン著『ロシアにおける資本主義の発達』其ノ他多数ノ左翼文献ヲ熟読シテ研究ヲ深メタ」という（正木千冬氏は、内閣調査局時代和田調査官がブハーリンの『転形期の経済学』を独文でぐんぐん読んでいるのにすっかり感激した、と語っている⁽¹⁸⁾）。

予審判事には、職掌柄いわゆる「左翼文献」しか関心がなかったであろうが、当時の和田氏の勉学の範囲（便宜上ここでは農政課時代のみならず、一部後年の内閣調査局時代まで含めて概観しているわけであるが）をこれだけに限定するのは片手落ちである。和田氏は、同時期、マルクス経済学のみならず近代経済学にも手をのばしているのである。例えば、和田氏は、昭和一〇年代はじめ頃から、J・M・ケインズ（一八八三年——一九四六年）が編集していた『The Economic Journal』を購入しており、ケインズの主著『雇用、利子および貨幣の一般理論』（ロンドンで一九三六年、昭和十一年二月に公刊）もいち早く原書（同年三月の再刊本）で入手している。同年七月一

三日付「和田日記」には次の記載がある。

「夜、ケインズの『General Theory of Employment Interest and Money』を読み初めた。序文の終りに『困難は新たな觀念にあるのではない。心の隅々まで繁茂せる旧き ideas より脱却することに在る』とあった。当代一流の経済学者を以て自他共に任ずる彼にしてこの言あり矣。」

後年「企画院事件」連座後の「雌伏のとき」(保釈△昭和一九年四月▽から農政局長カムバック△昭和二〇年一〇月▽までの期間)、和田氏は腰をすえて経済学の勉強に打ち込んだ。この時期の「和田日記」には、抄録や感想をまじえつつ、次のような著者名が登場する。古典経済学の R・カンティヨン、A・スミス、T・R・マルサス。オーストリア学派の C・メンガー、F・v・ウィーザー。ウィーン学派の F・v・ハイエク。スウェーデン学派の K・ヴィクセル、G・ミューダール。ケンブリッジ学派の A・マーシャル、D・H・ロバートソン。ローザンヌ学派の E・パローネ、J・シュンペーター……。

多くの原書を含むテキストの大部分は昭和一〇年代前半までに購入しているものとみられ、和田氏のすぐれて系統的な理論撰取を目指す姿勢がうかがわれる。

和田氏は入省後二年目位から先輩の湯河元威(のち農政課長、食糧管理局長官、農商次官歴任)、周東英雄(のち農林大臣)、永井(西村)彰一の三氏と四人で読書会をもっている(和田氏

の大阪管林局時代一旦中断、本省復帰後再開された)。テキストには、マルクスの『経済学批判』を使ったという⁽²⁰⁾。和田氏たちはマルクスを繙くかたわら、日本の農政の勉強もおこたらなかつた。

「(石黒)先生はまた記憶力の非常にいい人でした。ご自分では頭はよくないといわれていましたが、実は頭のいい記憶力のすばらしい人でした。私たちは、先生から昔の農政話をうかがう会をもったことがあります……あのときあれがどうした、あの法律案はああいう経緯で成立したのだという風に、農政の裏面史を手にとるように話されるので、非常に楽しめたために⁽²¹⁾集まりました。日本の農政は、三〇年も『石黒農政』だったのです。」

経済学や農政史のほか、和田氏はこの頃から柳田国男氏の著作にも親しんでいる。交遊の範囲も拡大した。内閣調査局(企画院時代)には、後述のように左翼的論客との交流も多くなり、自らの幕下にも入れているが、他方すでに農政課時代頃から東畑精一、大槻正男、東浦庄治……といった当時気鋭の農政学、農業経済学の学者との交友を深めている。さらに和田氏は、「若き日」から石黒氏のほか吉田茂氏(初代内閣調査局長官。吉田茂元首相とは同姓同名の別人)、(武見太郎氏によれば)⁽²²⁾牧野伸顯伯爵(大久保利通の二男で、ながく内大臣をつとめた準元老的重臣)……などの知遇を得ている。若手官僚で、「旧世

代」に属するこれら当代一流の具眼の士に和田氏ほど将来を囑望された人も少ないであろう。すぐれた先輩、上司、友人にめぐまれ、これらの人々による「寛容と庇護」、「刺激と切磋」を受けつつ、日本農業の野心的なトータル把握の構図に思いをめぐらす新進官僚の姿が浮かび上がってくる。

(3) 和田氏が昭和六年から四年間を過ごす農務局農政課は、大正期の石黒課長以来の歴史と伝統を有する。第一回にのべた「農林省エートス」(二の(一)参照)に政策活動的な内実を与えた小作立法史の展開と小作調停制度の運用の中心は農政課であった。その歴史のストックが、和田氏が驥足をのばす大きな栄養素となるのである。

しかし、当時(昭和六年)の農政課は、前述のとおり、度重なる「小作立法」挫折の後遺症でかなり沈滞ムードにあった。しかもこのあと昭和七年以降は前述したとおり(二の(一))昭和農業恐慌に対処する経済更生運動の全省あげての展開となり、昭和十一年まで農地立法史は空白期を迎える。従って和田氏は、折角農政課のカンフル剤的新戦力として入課しながら、直接農地立法の立案作業に参画するチャンスには恵まれないめぐり合わせとなった。この時期の和田氏は、農政課で前述の経済学的視点からじっくり土地問題を中心とする農政の勉強に取り組み、論客として名をはせ、農政課的な革新的道統を担う若きエースとなるのである。経済更生運動とこれに対する和田氏の考えは、

2でまとめて考察することとして、ここでは、一躍農政の花形的存在となった産業組合課を中心とする新設の経済更生部と老舗⁺の農政課との間の微妙な対抗関係とさや当て、とくにその底流となる気風、考え方の差について若干ふれておきたい。⁽²³⁾東畑四郎氏はその間のニュアンスを次のように伝えている。

「農政課で農地問題を扱っておるような人は、(時流に乗って派手な存在となった)経済更生運動、産業組合運動については、非常に冷ややかにみておったんじゃないでしょうか。……地主制、小作制、小作争議なんて扱っている連中には、むしろ経済更生的なものごとの考え方で農地問題はなかなか解決つかないんだ、農村にはもっと深い根があるんだ、そういう気があったのじゃないでしょうか。……派閥というほどひどいことではないけれども、考え方はだいぶ違いますね。農地をじっくりつかまえていく考え方は、どうしたって思想的な問題にふれて役人として働きる限界がありますね。たえずそこでチェックされる。思想的な問題は……経済更生運動の主体としての産業組合にはおこりませんからね、どんどん進めたわけですね。」⁽²⁴⁾
和田氏は、昭和九年五月から翌一〇年一月にかけて初外遊した。ローマで開かれた第一二回万国農事協会総会出席をかねた欧米列国の農地事情視察のためである。この時期、滞欧中の和田氏あてに石黒忠篤氏が書きおくれた長文の書簡(昭和九年九月二一日付)⁽²⁵⁾が残っている。文面から察すると、「石黒次官辞

任」の報に接した和田氏が石黒氏の向後を案じてイギリスから出した手紙への返書らしい。石黒氏は同年七月一〇日付で農林次官を退任したばかりである。石黒氏は、和田氏がぶついたらしい経済更生運動に対するかねての疑問に対して答えるとともに、先輩として滞英中の和田氏へ懇切なアドバイスをしている。

「永らく文通も無かった貴君から本日御手紙を頂いて非常に嬉しく思ひます。御話の通り土地問題が先に解決されてからの農村更生諸施設が順当です。英国は矢張り先進国としてあらゆる経験を他国に先んじてやっております。……私も英国の田舎宿屋のランプの下でそれをつくづく感じた事がありました。古い話です。」⁽²⁶⁾

「将来は若い諸君のものです。どうぞ己を虚にして色々と見て来て下さい。といふても取捨は自ら我國の現状を標準にせねばならぬ事は勿論ですが。例へば沿革史的に世界に先行する英国に於て農地の地主は将来を如何に見て、又現在如何なる理由と利益とを以て農地を所有して居るかといふ様なことを現実に基づかつてよく聞いて調べて下さい。」

この「石黒書簡」は、石黒氏の退官直後の率直な心境と和田氏ら石黒子飼いの「若い有為の諸君」に寄せる「期待と信頼」の情がにじみ出ている貴重な資料でもある。若干の引用を述べよう。

「私も二六年役所の御世話になつてしまひました。そこを去

るのは勿論寂しさに堪へませんが、併し永い間に知り合ふた諸君が私のした事の心持も充分によく分つて居て下さるので後に少しの心配も残さずに去り得るのは何たる仕合せでありませうか。

今までは石黒でもよかったです。併し何時までも、ではいけません。役所の凡てが進まなくてはならぬのに、悪意は無くとも、固定させては相成らぬと思ひます。私の気持をよく知つて下さる諸君が——もしうぬぼれを言ふ事を許さるるならば——私の仕立てた諸君が、私なりに良いと思ふ所、せねばならぬと思ふ所を、私なりに最良の方法で何処までもやられる事が、役所の為即ち国家の為に一番良いと思ひます。それで私はやめました。有機体には、メタモフォーゼが時に必要になります。殻から出る時が来た場合、殻は喜んで離脱されねばなりません。少し寒さうに思はれてもそれが少しもさうで無くて、内容が太る必然の要件です。」

「……兎に角、こんな心境で、あなた方若手の奮闘にあらゆる期待と信頼とを掛けて居ります。それが良くあれかしとの祈りに過ぎません。仮令私のした処に反しても、否ぶちこわしてさへもその根底に私と共通なものがありさへすれば、喜んで叛かるべきであり、打毀さるべきであると思ふて居ます。此の所否定せられる悲しみを味ふ楽しみとでもいひますか、多少複雑な感じを超えて、未練なき将来を送り度いと念願して居りま

す。」

和田氏は、この初外遊のあと間もなく、昭和一〇年五月、各省の俊英を集めて新発足した内閣調査局へ農林省の代表選手として送りこまれる（奏任調査官、三二歳）。和田氏にとつては、初外遊につぐ絶好の知見・視園拡大の場であった。農林省の「土壤」のなかで生粹の農林官僚として育ち、いわば「農林省エリートスの申し子」となった和田氏が、ここで人間的にも、経済官僚としても高度成長期を迎えるのである。今日残る数少ない和田氏の農政論稿もほぼこの時期に集中している。以下項をあらためて、これらの論稿を手がかりに和田氏の農政観をさぐってみよう。

注(一) 和田博雄「オールド・リベラリスト」(『石黒忠篤先生追憶集』、同書刊行会、昭和三七年所収)、二一六～二一七頁。

(2) 大阪営林局の機関誌『みやま』は昭和四年七月創刊され、昭和一七年には一時中絶したが、昭和二三年八月に復刊し、本年(昭和五三年)五〇周年を迎える。

俳句の「木立会」も今日まで存続している。「和田編集長時代」は、創刊号から第四号までであるが、和田氏は数個のペンネームを使いわけて、俳句、短歌、訳詩、翻訳、論文、エッセーなど多方面にわたる寄稿をしている。文筆の上で分野をとわず和田氏がかくも多

産的であったのは、この一時期だけである。和田氏自ら「『みやま』の想ひ出は僕の青春の想ひ出につながる。これは生命に満ちあふれている青春の楽譜である」(『みやま』昭和二八年七月号八二五周年記念号)と述懐している(因に和田氏は昭和四年一〇月、大阪営林局から本省蚕糸局への転任直前に津馬子夫人と結婚している)。後年の和田氏に思いをいたすとき、『みやま』誌のなかに「群衆指導論」(二巻一号)、「人に関する学としての経済学」(一卷五号)、「インテリゲンチヤの持つ悩み」(一卷三号)などの論稿があるのは甚だ興味深い。

(3) 筆者への東畑四郎氏の直話。ほかに「東畑四郎」(中村隆英・伊藤隆・原朗編『現代史を創る人びと』2、毎日新聞社、昭和四六年所収)、一五四頁参照。

(4) 田中長茂「小作立法時代」(『村上龍太郎』、同書記念出版会、昭和四年所収)、五〇頁。

(5) 小倉武一『土地立法の史的考察』(農業総合研究所研究叢書第一七号、昭和二六年)、五七五頁。

(6) 農地改革記録委員会編纂『農地改革顛末概要』(昭和二六年)所収の「第一章総説」中の「第二節農地立法史」(執筆者小倉武一)、九〇頁。

(7) 田中前掲書、五二～五三頁。

(8) 矢内原忠雄氏は、浜口雄幸首相、井上準之助蔵相に

よって代表される「合理化主義」は、「健全資本主義」の「常道を推進する一連の政策」であり、「この政策は経済の合理化のみならず、当然政治の合理化をも含んだ」。「資本主義社会における政治の合理化とは、民主主義の原則によって運営される議会政治」であり、「資本主義的合理主義の国際関係における一つの現れ」が「幣原外交」であった、とする（矢内原忠雄編『現代日本小史』上八みすず書房、昭和二十七年、二七～二九頁）。

しかし、現実には「金解禁」の時期（昭和五年一月一日）が、一九二九年（昭和四年）一〇月のニューヨーク・ウォール街の株価大暴落に発する世界大恐慌の大波ともろにぶつかり、未曾有の大不況を招いた。前述の官吏の減俸問題でつまずき、軍備縮小は「統帥権干犯問題」を惹起し、加藤（寛治）軍令部長、財部（彪）海相辞任にまで発展した。結果的にみて、大きな見通しを誤った政治責任は免れないが、まことに浜口内閣は不運続きであった。その最たるものは、昭和五年一月一日の浜口首相狙撃事件である。浜口首相のすぐれた政治的指導力に依拠する内閣だけに、首相の重傷（昭和六年八月二十六日没）は致命的であった。結局大きな期待を担いながら浜口内閣は二年弱しか持ちこたえられなかった（昭和六年四月総辞職）。

しかし、この内閣は、首相の強いリーダーシップの下にともあれ一つの理念と体系的政策を明確に打ち出した政党内閣として、わが国憲政史上はかに類例をみない存在であった（それだけに「小作法案」を担当した町田農相と「労働組合法案」を担当した安達八謙蔵▽内相の消極的な姿勢と態度が問題となる）。またすでに軍部勢力が台頭しつつあったあの時期に、総選挙で空前の大勝をかちとった衆議院を基盤として貴族院をも掌握し、軍部と枢密院を抑え切って「ロンドン海軍軍縮条約」批准に成功した浜口首相の政治的統合力は注目に値する。昭和史における浜口内閣時代は、同じく世界大恐慌前に、ワイマール共和国に「相対的安定期」をもたらしたシュトレイゼマン時代（一九二三——一九二九年。一九二五年に「ロカルノ条約」が結実する）に比定さるべき一時期（政治的可能性まで含めていえば）だったのかもしれない。一年後に犬養内閣を以て命脈がつきる戦前の政党内閣最後の光世であった。

(9) 松村謙三『町田忠治翁伝』（町田忠治翁伝記刊行会、昭和五年）、二一三頁。

(10) 松村謙三氏は、当時民政党の代議士であったが、浜口内閣の町田農相の秘書官に登用された。これが松村氏が「町田農政のブレイン」となり、後年政界きって

の農政通となる機縁である。松村氏は、町田農相と石黒氏らの考え方の相違を次のように指摘している。

「町田さんと桜内さん（平沼内閣入昭和十四年Vの桜内幸雄農相の下で松村氏は農林政務次官をつとめた——筆者注）とは商工関係の人でしょう。そこで石黒さんあたりの伝統のやり方と全然ちがって、そこにいつも問題があったと思うんです。」（『思い出あれこれ』——農林省八〇周年記念座談会——八同記念事業協力委員会、昭和三十六年V、四三頁）。「大体農政の方針に就ては、従来二つの流れがあった。その一は……いはゆる農本主義、重農主義である。……またその一は……国政全体の上より見て、農政を按梅せんとする考へ方であった。……（町田）翁の農林行政に対する主義、傾向は後者に属する。……当時農務局長であった石黒忠篤氏が『町田翁は個人としては実に円満、滑脱、親しみの深い人であったが、その農政に就ては自分等の意見と違ふところが多かった』と追懐してゐるが、これは端的に、この二つの流派の相違を現はすもので興味がある。」（松村前掲『町田忠治翁伝』、二二四～二二五頁）。

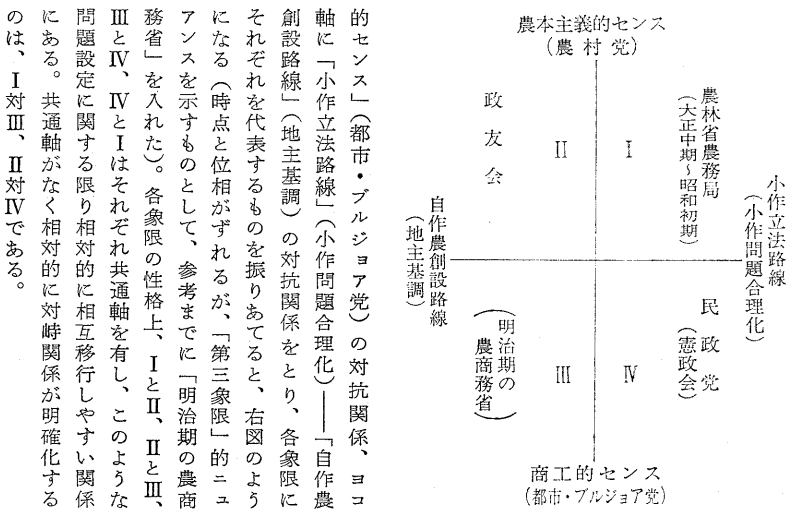
因に、和田氏の生涯にとつて、松村氏との出会いも、石黒氏や二人の吉田茂氏とのそれなどとともに、運命的なものを感じさせるが、松村氏が伝える町田農相時

代の一挿話がある。昭和六年頃の話と推定される。後年第一次農地改革において松村農相が和田氏を農政局長に起用してコンビを組む伏線の一つである。

「あるとき私は大臣から急に呼びつけられ、大臣室に入ると、町田大臣は非常に機嫌が悪い。『いまきた若い事務官は、あれはだれだ』と問う。『あれは農務局の和田博雄事務官です』と答えると、大臣は『あんな無作法な奴があるか。上司のおれに向つて、片手でモジャモジャのしらみでもいそいな頭髪をかき、片手ではあごひじをついて話をする。実に無作法な奴だ。しかし話を聞いてみると、なかなか頭のよい男らしい。局長によく話をして、あいつの無作法を嚴重に直すように伝えろ』というのであった。それがいま社会党の領袖の和田博雄君の若かりしころの姿である。」（松村謙三『三代回顧録』八東洋経済新報社、昭和三十九年V、一四七～一四八頁）。

(11) 戦前の二大政党である政友会（地主基調の自作農創設路線）と憲政会・民政党（小作立法路線）の農政路線のちがいとそのなかにおける農林省農務局の位相（石黒農政）については前回（二）の4）にもべたが、ここではその相対的ニュアンスの差をあえて強調的に類型化して図示してみよう。

タテ軸に「農本主義的センス」（農村党）——「商工



(12) 日本農業研究所編著『石黒忠篤伝』(岩波書店、昭和四年)、二〇二頁所引の「日本農業研究所における談話速記録」(昭和二年二月一日)。

(13) 田中長茂氏は、「小作法案」公表の経緯を次のようにのべている。

「この公表については、小作争議関係者に刺戟を与えるというので、関係当局より反対があった。それを説得して公表するにいたったことも、石黒さんの熱意によつたのである。……一度発表すれば、小作法の施行を好まない人々も、たいてい恐るべきものではないと思ふだらうし、これを国会に出したくない政府首脳者も、発表して世論に問うた以上は、国会提出の責任を感ずるであらうと考えられた。また小作争議の調停について、小作関係を規律する法規は民法以外に基準となるべき実体法がないので、小作官および裁判所においても困っていた。この草案は法的効力のないことはいうまでもないが、争議解決の基準となり、解決を合理化することができるであらうという考えかたからであった。」(田中長茂「人間石黒を解剖する」八前掲『石黒忠篤先生追憶集』所収、二七〇頁)。

なお、前掲『石黒忠篤伝』において、「小作法案」の公表を「一九二八年(昭和三年)三月一日」とし、石黒氏から後事を託された松村真一郎農務局長がこれ

を行った、としているのは明らかに事実誤認である
(同書、一九七頁、四九七頁参照)。

- (14) 広島県小作官の発言(安達三季生「小作調停法」
△鶴飼信成ほか編『講座日本近代法発達史』7、勁草
書房、昭和四三年所収)、七六頁所引)。

- (15) 湯本喜作「和田農相の半面」(同『留年の記』、洋
々社、昭和四三年所収)、一九四頁。

- (16) 「検事聴取書」(海野△普吉▽法律事務所資料△正
木千冬氏関係▽所収)。

- (17) 和田博雄「わたしの思い出」(『山陽新聞』昭和三九
年一月一五日付)。

- (18) 「予審終結決定書」(『日本政治裁判史録』昭和・後
△第一法規出版、昭和四五年▽中の宮地正人「企画院
事件」所収)、四一三頁。

- (19) 「内閣調査局」(読売新聞社編『昭和史の天皇』17、
昭和四七年所収)、一〇八頁。

- (20) 和田博雄「湯河さんの思い出」(『湯河元威君を偲
ぶ』、故湯河元威君追悼事業委員会、昭和三六年所収)、
二〇五～二〇六頁。

- (21) 和田前掲「オールド・リベラリスト」、二二二頁。

- (22) 『武見太郎回想録』(日本経済新聞社、昭和四三年)、
一〇六～一〇七頁参照。

武見氏は、昭和初年慶応内科から農林省共済会の診

療所にアルバイトで出張していた頃、石黒農務局長か
ら啓発を受け、和田事務官らと親交を結んだ。和田氏
は武見氏を通じて牧野邸に出入りするようになり、牧
野伸顕伯と碁の手合わせなどをしたという(因に武見
夫人は牧野伯の孫娘であり、牧野伯は吉田茂元首相の
岳父でもある)。武見氏によれば「その時の碁の模様
を牧野伯は私にこう語った。『和田さんの碁は強い。
しかしずいぶん欲の深い碁だ。彼は天下をとるかもし
れないが、少し欲が深すぎるように思う』と。牧野伯
は和田さんに大いに囁目していた」(武見同書、一〇
七頁)。

なお武見氏は、当時牧野邸に出入りしていた人々の
なかに東畑精一氏らもあげているが、東畑氏の記憶で
は同氏が牧野伯と面識を得たのは戦後としており、武
見氏の回想と齟齬がある。しかし和田氏に関するエビ
ソードが「武見証言」のとおりであるとすれば、戦後
の第一次吉田内閣における「和田農林大臣誕生劇」の
かくれた伏線の一つともなるので、ここに紹介した。

- (23) 農林省という一つの官庁組織のなかでのこの様な考
え方、気風の相違はもとより相対的なものである。官
僚が代弁する立場は、程度の差はあれポスト次第で変
わらざるを得ない宿命にあるし、ほぼ定期的に人事異
動がある。因に昭和七年九月経済更生部(初代部長小

平権一)の発足後、幾人かの農政課事務官(重政誠之、黒河内透、東畑四郎)が経済更生部に兼務発令されているし、「小作立法時代」には「農政課の主」的存在であった田中長茂氏が産業組合課長に就任している(昭和七年九月)。もっとも当時はサムライ型官僚が多かったため、兼務発令されても重政事務官や黒河内事務官などは、農政課の立場を容易に曲げず小平部長を手こずらせたようである。しかし、和田氏の場合は、終始農政課専任であったから、経済更生運動に対して批判的距離をおいていた農政課の見方をより純粹に代表し得る立場にあったといえる。

ところで田中産業組合課長は、第八回地方小作官会議(昭和九年一月)において、地方小作官(宮崎県)から、「農山漁村経済更生計画樹立方針」に基づく経済更生計画では小作事情について余り考慮されておらない、との指摘をうけて苦しい答弁をしている。

「勿論数年間モ小作ニ居リマシタ田中トシテ、更生計画樹立方針ニ付テハ大イニ問題ニシマシタガ、色々ナ事情デ其ノ微細ナ点ハ表ハスコトガデキマセンデシタガ、然シ当然此ノ中ニ含マレテ居ルノデアリマス。又仮令含マレテ居ナイニシテモ、計画樹立上当然必要ナレバ大イニヤツタラ宜シト思ヒマス。」(農林省農務局『第八回地方小作官会議録』、昭和九年一月開催、

一一三～一一四頁)。

なお和田事務官も列席しているこの第八回地方小作官会議では、同じく宮崎県小作官から、最近は事件は少ないし、いささか沈滞せるような空気も見受けられる。現今の小作官は単に小作問題のみに没頭する時代ではないから一般農政事務をも執筆するよう小作官制度を改正すべきであるという意見が提出されている。これに対し湯河元威農政課長は、特殊な人は別として全般の小作官に沈滞の気分などないし、小作官はあくまで小作問題に専心従事すべきだと答え、会議では、農政課長を支持する声の方が多かった。しかし、地方小作官会議でこのような問題提起がなされたこと自体が、「小作調停法」施行後一〇年を経過し、経済更生運動一辺倒で農地立法の空白期にあたるこの時期の小作問題がおかれた状況を、それなりに反映しているともいえるであろう。

(24) 前掲「東畑四郎」、二二二～二二三頁。

(25) この「石黒書簡」は、津馬子夫人の手許に最後まで残されていた和田氏の遺品の中から、夫人の没後筆者が発見したものである。昭和九年九月二一日付でロンドンの日本大使館気付和田農林事務官あて発送されているが、現地に着いたのが和田氏のイギリス出発後だったらしく、同年一月中旬一旦石黒氏の許に舞い戻

っている（「名宛人ニ配達シ能ハザル趣ヲ以テ名宛國ヨリ返送越候ニ付還付候也」の付箋がついている）。和田氏がこの外遊中夫人あてに日記代わりに小まめに書きおくれた書簡が三十数通残っており、これによって大体の旅行行程をつかむことができる。

昭和九年（一九三四年）五月三十一日神戸出港の「白山丸」で出発。上海、香港、シンガポール、アデン、スエズ運河を経由して七月九日マルセイユ着。パリを経てロンドンに約一カ月滞在。八月下旬からベルリン滞在。北欧まで足をのばしてから一〇月にローマの万国農事協会総会に出席。一二月初旬ニューヨークに渡り滞米一カ月。翌一〇年（一九三五年）一月二五日横浜着の「龍田丸」で帰国。

恐らく和田氏が「石黒書簡」を実際に読んだのは帰国後であろう。

石黒氏の農林次官辞任には、当時政治問題化していた朝鮮米移入問題がからんでいる。齋藤（実）内閣の後藤（文夫）農相に辞表を提出していたが、受理されたのは次の岡田（啓介）内閣（昭和九年七月八日成立）の山崎（達之輔）農相のときである（同年七月一〇日退官。後任次官は長瀬貞一氏）。当時外地（朝鮮、台湾就中朝鮮）からの米の移入量が急増して内地米を圧迫し、農林省は深刻な「過剩米対策」に腐心していた。

齋藤内閣の政治力では、朝鮮総督府との対立などもあって、外地米の大量流入に対する有効な歯止め策を打ち出しえなかった。石黒次官は「かつての朝鮮総督が首相（齋藤実）で、かつての台湾総督府総務長官が農林大臣（後藤文夫）、かつての拓務次官が書記官長（堀切善次郎）である政府の下で朝鮮米移入問題が解決できなければ、もはやいかんともなしたがたし」と、はっきり政治不信を表明しての辞職であった（前掲『石黒忠篤伝』、二一八～二二六頁参照）。

この「石黒書簡」には、次官辞任の直接的動機・背景となった生々しい政治事情は一切ふれられていない。しかしここには、石黒氏の心中必ずしもおだやかではなかったであろう時期にしたためられたものでありながら退官時の石黒氏の、より内奥にあった透徹した境地が見事に吐露されているといつてよいであろう。筆者は、いまだ管理職にもなっていない若手事務官（和田氏は当時三一歳）あてに、永年農林省を指導してきた当代最高の農政実力者（石黒氏はこのとき五〇歳）が、かくも率直に、かくも謙虚に胸の内を明かしていることに言い知れぬ感動をおぼえる。本文では、和田氏自らが朱線をひいたと思われる部分を中心に紹介したが、石黒氏の農政にとり組む基本姿勢の深奥の一端がうかがわれる貴重な未公開文獻であることにかんが

み、ここで爾余の部分をいまい少し引用しておきたい。

「私も初めの一〇年間は草鞋で地方も見て歩きました。自分の見度い処も見ることが出来、料理られない話も聞き得ましたが、其後の一五年は局課長だの次官では駄目です。それ故時と金と人騒せとを徒にすることがいやで、あまり出ずにしてしまひました。之からは、乏しくなり、古くなつた私の農村に付ての知見を少しでも教へてもらう様に、地方をもぐつて歩き度いと思ふて居ます。といふと、誰もが黄門様は結構だと最明寺（執権北条時頼のこと——筆者注）はいい事だなどと直に云ひます。私の気持はそんなものではありません。他人のあら拾ひどころか自分のよいと思ふて居た事が実際はどうかといふ事の真実な状況を見せてもらうのさへも第二段で、先づ第一に又殆ど唯一といへる目的は私の農村認識に付ての再仕入にあるのです。批判的な考は一つもありません。聞かせてもらう事、見せてもらう事、それで分らせてもらう事に立戻らうといふのです。それをやつて若し何か感じた事があつたら、それは中央の諸君に御参考に御話いたし、御勧めいたし度いといふ事になりませう。宛に角斯様に当分の間あり度いと思ふて居ます。云はば菩提心を発した貌です。それを嘉してくれる学者さへもともすれば私に何かをやる当業者となる様な地位に就く事をすす

めます。……併し私は当分何によらずエクセキユーティブな地位には立てません。立つ位なら辞めるべきではなかつた筈ではありませんか。当分の其の後は扱どうか。私にもはつきり分りませんが、恐く私は寧ろ（世間から見れば）消極的だと非難される態度の人間となつて了うのではないかと思はれます……。」

因に、石黒氏はそれから三年ののち（昭和十二年六月）産業組合中央金庫理事長に就任するまでの間、目立つた公職には一切ついていない。

(26) 石黒氏が当時の慣習に従つて休職して欧米留学したのは、大正三年（一九一四年）六月である（三〇歳）。翌四年八月帰国するまで主としてイギリス（後半はアメリカ）に滞在した。第一次大戦下のイギリスでは、アイルランドの土地問題も調査しようである（前掲『石黒忠篤伝』、一四三頁）。大正中・後期の小作立法の作業において、アイルランドの土地問題処理が参照されたことは、前回（二）の（2）既述したとおりである。

2 農政観

和田氏には、農政に関する本格的な体系的著作はない。残された少数の農政論稿と座談会記録、日記等にみられる断片的な言動によつて、その農政観の一端をうかがい知ることができるとのみである。筆者自身、当時（昭和初期）の農政論の諸潮流の

なかで、和田氏のそれをどのように位置づけるか、未だ十分イメージなり、構想を固めていないが、試験的にいえば、おおむね次の三点にその特質を集約することができよう。

① 農業問題を孤立的単元的に捉えることなく、国民経済全体の発展動向のなかで（あるいは「資本の農業支配の発展段階」に即応して）把握しようとする視点に立って「従来の農林省的視座」（＝旧来の農本主義的思考）からの脱皮を図ろうとしていること。

② 農業問題の根本を時流に乗った現象面にとらわれず土地問題に収斂させ、「土地制度改革」（↓農地改革）を最優先の政策課題の座にすえる立場を一貫させていること（経済更生運動や満州農業移民に対する内在的批判のなかにも、対比的に国内の土地問題に対する政策的プライオリティの比重の高さが示されている。土地問題はまた、階級視点に立脚する「大衆性獲得」と「生産部面への接触」を要請する独自の「産業組合論」にリンクする）。

③ 戦時経済体制（ないし準戦時経済体制）下の国家の指導による統制経済・計画経済の浸透・進行の過程で、この動向のなかに「真に統一せる指導精神」の具現と「勤労農民」（「直接耕作者」）のための行政実現を図りうる期待可能性を託し、戦時という「非常性のパネ」をむしろ有効に使って経済社会体制の基本矛盾は正の機会をつかもうとす

る独自の「革新官僚左派」的発想と戦略志向をうかがわせていること。

以下和田氏自身の論稿や発言に即して、具体的にその所論をみてゆこう。

(1) この時期（昭和初期—一九三〇年代—）における和田氏の農政論の骨格は、当時の農林省内外の支配的潮流となり、農林行政の新たな基調となった経済更生運動⁽²⁷⁾に対する内在的批判視点から形づくられてゆく。

和田氏が外遊前（恐らく昭和九年三月頃）行ったと思われる『農政一般』⁽²⁸⁾講義によれば「昭和四年の農業恐慌以来わが国の農業政策は、米および蚕糸の価格の引上げ、農村に土木事業を起して農村に労働賃金を与へ直接農村購買力の増進を図り、および農村経済更生事業によってわが農村を根本的に樹て直さうとする、この三個の政策を繞って進行してあるの感がある。とりわけ経済更生事業は……農村にあつての社会・経済上の色々の欠陥を除き、且つ農村本来の精神に立歸つて農業恐慌に対してびくともしない経済組織と農民精神とを確立することを使命としてある点に、明らかに特殊の意味をもつもの」⁽²⁹⁾である。和田氏は、有名な農林大臣訓令「農山漁村経済更生計画三関スル件」（昭和七年一〇月）を解説しながら、次のような皮肉なコメントをつけ加えている。

「われわれの注意しなければならないことは、経済更生の出

発点が農村経済の運営および組織の改善といふ点に置かれてゐることであつて、しかもこんな方法において農村疲弊が救はれると看られてゐることである。こんな見解が正しいものであるか否かは、こんな方法によってどんな程度に農村不況が救はれたかといふ事実問題が明確な答を出す⁽³⁰⁾。

農村経済更生事業の大きな意義の一つとして、「計画経済的統制経済的な考へ」が中心をなす「協同的農業生産へ向つての努力」をあげつつも、「経済更生の底を流れる傾向」は「自己防衛、自己拡張」的であつて、これでは「国民経済的統制に非ずして」「農村内部に（農村ブロック経済の色彩をもつ）組織化をもたらずに過ぎないであらう⁽³¹⁾」とみとおしている。

外遊後内閣調査局へ出向（昭和一〇年五月）する前後から和田氏の論調のトーンが少し変わってくる。さきにみたシニカルな批判視点から一歩ふみこんで、「経済更生の内包する論理を自らの持論の射程にひきこむ議論展開がみられるようになる。

ところで経済更生運動は、「共存同栄」の協同組合主義が、産業組合の画期的拡充を通じて、わが国農村に日本的定着をみせた過程であつたといえる。しかし反面その発端が農業恐慌による農村崩壊の危機への臨床対応であつたこともあつて、当面の「部落の平和・安定」を目ざす階級調和的傾向を内在させていたことは否定できない（「経済更生の聖典」とされた「農山村経済更生計画樹立方針」八昭和七年一二月）では、「農村社

会状態ノ改善」の項に「地主小作人間ノ親善融和」をあげている。和田氏が指摘するように「当初経済更生計画は土地問題の調整には極めて冷淡であり、僅かに耕地の分合整備の如き技術的方途を示せるのみであつた⁽³²⁾」。経済更生運動の展開に先立つて（昭和六年の「小作法案」流産以降）、農林省は大正中期以来小作立法にかけてきた意欲を大幅に後退させ、土地問題の制度的合理化の積極的契機を内包させない政友会的な自作農創設路線を歩んでいたのである。しかし和田氏の立論は、階級視点を問題の中心にすえる、省内ではユニークなものであつた⁽³³⁾。資本主義の発達に伴う農業内部の階級分化が「農業恐慌の深化と共に階級対立を激化せしめ」る経済的社会的事実の進行をふまえて「国家が我農民の大半を占むる直接耕作者の立場において行政を行ふ必要」が「益々痛感せらるるに至るであらう⁽³⁴⁾」とし、経済更生運動もその内在的論理の自己展開ゆえに「土地問題に逢着」せざるをえないであらう、と説く。

「恐慌対策としての農村経済更生運動の進行は社会的生産力の維持発展の形において現はれるものであるが、この方向による生産力の維持発展には自ら一定の限度が在りてその限度に至るや斯る自力更生は必然的に土地制度の改革、農村の階級構成への批判等の基本的な農林行政上の問題に逢着するに至る。経済更生が以上の問題を農村内部に意識的問題として取上げしむる過程は、農村に各種の集合的農業生産の準備（例へば機械の

共同利用、共同作業、共同経営等所謂現在農家実行組合において行ひつゝある生産過程の共同及農産物の共同出荷等)の進むに伴つて、土地制度及貧農の地位が農業生産力の発展の著しき障碍となるに至る為めである。」⁽³⁶⁾

和田氏の政策路線的な持論は、すでに前出の『農政一般』講義(昭和九年三月)のなかで明快に提示されている。

「農政問題中最も基本的なものは土地制度に関する問題であり、この意味において小作問題は基本的な農政問題であるのみでなく、わが国現在のありさまでは(その)合理的な解決こそ目前の急務である……政府は小作問題の解決のためには相当の努力を払つてをり、また相当の効果をあげてゐるのであるが、小作争議の調停が一段と困難となりつつある現状から見てこの点に関する現行法規は農村社会をおさめるにはも早不適當であつて、しかも小作人の土地に対する賃借権のきはめて薄弱なため小作人は安心して耕作に従事しえないような実情に放任しておくようなことは、わが国農業将来の発展のためにも農村生活及び農民経済の安定のためにも、きはめて憂慮にたへない次第である。これがためには耕作権(小作権)の安定を目的とした小作法の制定と当事者をして公正な契約を締結させるための基礎条件である小作組合法の制定とは、眼前焦眉の急務だと思ふのである。私は、農村不況の打開の途は、まづ小作問題の合理的な解決から着手すべきものと信ずる。」⁽³⁷⁾

「経済更生運動論」を持論の射程のなかにひきこんだ和田氏の立論(昭和一〇年四月)の帰着するところも同様である。

「……以上の階級分化は農業恐慌の深化と共に階級対立を激化せしめ、地主の側に於ても従来の封建的關係を漸次清算するに従つて階級対立は近代的な形を具ふるに至ることは、各地の小作争議に於て之を見るところである。其故に、小作法、小作組合法の制定に依り小作關係の改善を図るは、同時に我国農業生産力の維持発展には不可欠の条件となるのである。農林行政の将来の指標の一は、此の点に在ると云ふことが出来る。」⁽³⁸⁾

つまりこの時期(昭和一〇年前後)和田氏が提唱する政策路線は、まさに前回(二)の2)のべた大正中・後期の「石黒農政」の継承である。和田氏はその後もこの立場を堅持する。当の石黒忠篤氏が経済更生運動から満州農業移民へと深入りしてゆく時期(昭和一〇年代半ばにかけて)においても、弟子の和田氏は、「原点の石黒農政」の忠実な使徒でありつづけるのである。⁽³⁹⁾

産業組合の「内部的階級構成」や「生産部面への接触」に着目する「産業組合論」にも、当時「産業組合左派」と目された和田氏の特徴がみられる。

和田氏は昭和七年の「農山漁村経済更生計画樹立方針」が、「産業組合を経済更生計画実行の中心機関と為すに当り、その社会的構成の問題を反省せざるを得なかつた」点に注目する。

「経済更生計画の実効を収むる為には（農事）実行組合の産業組合への加入、換言すれば産業組合組織の勤労農民への拡大強化を要請したのである」⁽⁴⁰⁾

昭和七年の「産業組合法改正」（同年九月六日法律第三〇号）により農事実行組合が産業組合へ法人加入する途が開かれたが、和田氏はこの農事実行組合（農家小組合）の性格と機能のなかに産業組合の体質改善（「大衆性獲得」）の鍵を見出す。

「農家小組合の我が農村社会に有する意味は洵に深い。それは単に農業生産部面における小農の合理化形態としてのみ把握されてはならぬ。それは農村自治の原基形態としての意味をもつ。現に部落自治の中心機関として、村自治の細胞として十分な機能を果しつつあるものもあるものである。それは又、小農、過小農を組織化し、しかも農民の自立性を涵養し、農業団体殊に産業組合をして大衆性を帯びしむる絆となる」⁽⁴¹⁾

「農家小組合は周知の如く共同苗代、共同防除、共同田植等の作業のみならず共同購入、共同販売、農具機械の共同利用、共同貯金等々経済活動の共同其の他農村社会の全部面にも関係する各種の事業を行ふものが多い。而して構成員の大多数が自作、自小作、小作等の耕作農民である点において、夫は又産業組合の地主的なるに對する無言の批判とも考へ得る」⁽⁴²⁾

「従来一般に産業組合は農業生産に於ける流通部面の合理化を任務とする組織であると規定せられ」てきたが、「その組織

の拡大は必然に内部構成上の変化」（「勤労農民層殊に自小作農及小作農の下層農民層」が構成要素となる）をもたらず。産業組合は、農家小組合を通じて「生産部面への接触が一層拡大され」真に農民の為めの組織となるの途も開かれるのである。

「産業組合も単に流通部面の管渉のみならず、流通部面と生産部面との統一的見地に立ちて農民指導を行ふてこそ真にその機能を發揮し、その大衆性を獲得出来るのである」⁽⁴³⁾

さらに和田氏は、「産業組合と土地問題」に論をすすめる。

「農村経済更生の目標が農家経済の向上にある事は云ふまでもない。而して経済更生が真にその効果を上げる為には、単に販売、購買、信用等の流通部面に於ける合理化のみならず、生産に於ける合理化が要求さるるに至る事もまた必然の事である。生産に於ける合理化換言すれば合理的なる労働生産性の向上が必須となるの結果は、必然的に土地の問題に触れざるを得ないであらう。この場合産業組合は果してこの問題の解決に何等の關係を持たずに済し得るであらうか。……下層農民を其の主たる構成員とし、而もこれらの農民の更生こそ真に農村更生の鍵であるとき、しかもこの解決は土地問題に触れずしては不可能であるとき、農村経済更生計画実行の⁽⁴⁴⁾中核機関たる産業組合はこの要求に無関心たり得るであらうか」

町村段階の経済更生計画に農業者の側から耕地集団化の問題が提出されたり、少数の産業組合が土地管理利用組合として自

村田畑の他町村流出を防除すると共に自作農創定の働きをなしたなどの動きもあるが、現実には「殆んど大半の組合は土地問題に関する限り何事も為してゐない」。しかし和田氏は、あえて「日本産業組合党結成青森準備会が青森県スローガンの一つとして産業組合による土地問題の合理的解決を為す事を掲げたのは、果して白日の夢として一笑さるべきか」と問いかけて、「……要之に経済更生計画の進捗は、産業組合の階級構成の変化を通じて、組合の生産部面への関心を高めしめざるを得ないと思ふのである」⁽⁴⁵⁾。

(2) 「恐慌は資本主義社会に対する総合的批判として観念せらるるものであるが、昭和四年以降の恐慌も社会の凡ゆる制度を批判の俎上に上せたのであつて、農林行政も亦此の例外を為すものではない。昭和七年以降実施せられつつあるところの経済更生運動は、今次の農業恐慌の帰結より導き出されたる結論とも見ることが出来る……」⁽⁴⁶⁾。

「所詮農業問題が農業に於ける資本の発展の問題であるとすれば、農業団体の発展段階は資本の発展段階に、換言すれば資本の農業支配の発展段階に相応すると一般には云ひ得る。この意味に於て、昭和以降の農業団体の発展乃至農業団体の問題の発展は、昭和以降に於ける日本資本主義の地盤たる零細農業に對する資本の支配の発展の問題である」⁽⁴⁷⁾。

この二つの例示にみられるように、農林行政なり農業問題を

「国民経済発展の動向の中に看取」しようとする立場が和田氏の基本視角である。

「日本の農業だけが小さく孤立してゐるように農業だけを考へる人があるが、大きく言へば日本の、もっと大きく言へば世界経済の一部分として日本農業を考へる必要がある。……益々さうした広い経済関係の一環としての農業問題として認識する必要があるのである」⁽⁴⁸⁾。

和田氏のこうした視角は、当時の農林官僚のなかでは出色の新しいセンスと見識を代表するものであり、和田氏をして「従来の農林省的視座」(＝旧来の農本主義的思考)から脱皮する旗手たらしめたのである。1でのべたマルクス経済学や近代経済学の勉強成果が反映しているといえるが、学者の友人とくに東畑精一氏と東浦庄治氏の影響も作用しているように思われる。東畑氏については前回(三)の4)若干言及したが、東浦氏(のち帝国農会最後の幹事長)も当時新しいタイプの進歩的農政学者として目ざましい活躍をしていた(昭和八年から一〇年にかけて、同氏の三名著といわれる『農業団体の統制』『日本農業概論』『日本産業組合史』を次々と上梓している)。東浦氏は「すべての農村問題を資本主義と小農という視角からとりあげ」「資本の農民支配という見地から国民経済的に把握」しようとしていた、とされる。栗原百寿氏は「東浦はもろろんはつきりした労農派でも講座派でもなく、また近代学派でもなくて、

より広いリベラリスト的立場に立った経済史観派というべきものであった⁽⁴⁹⁾と評している。この評語は、当時の和田氏が築きつつあった立場にも一脈通ずるといえるかもしれない。

和田氏のこのような基本視角は、内閣調査局と企画院時代、「和田農業班」の農政調査活動のなかにトルソーながら一つの結実をみる。二つの農村関係調査事項の項目メモ——「国民経済における農業の地位の再認識」「我国農業（農村）窮乏ノ原因ノ探究」がそれであるが、これらについては、3でべることにしたい。

経済更生運動は、経済更生部設置（昭和七年九月）から同部廃止（昭和一六年一月）までの一〇年間、楠本雅弘氏の時期区⁽⁵⁰⁾分に從えば、次の三つの段階を経ている。

第一期 昭和七年～一〇年……自力更生による計画づくり、組織づくりの段階

第二期 昭和一年～一三年……特別助成による充實的展開の段階

第三期 昭和一四年～一六年……戦時体制への再編成の段階
 現実の経済更生運動は、和田氏が期待したような自己展開をみせなかった。日中全面戦争突入（昭和一二年七月七日「蘆溝橋事件」勃発）後の内外情勢の推移という大きな与件の変動のなかで、時局対策的色彩が濃厚となった。「内地農業改革」か

ら大きく迂回して、農業問題打開の新天地を満州に求める方向へ急傾斜してゆくのである。

満州農業移民との関連でいうならば、昭和一三年（とくに同年後半から一四年前半にかけて時期）が一つのターニング・ポイントであったと考えられる。それまでは、石黒氏や小平氏による加藤完治氏の満州移民（第一次移民団の出発は昭和七年一〇月）に対する物心両面にわたる肩入れはあっても、精々「経済更生の一つの型」となりうるものとしての位置づけであり（官僚の政策スタンスの幅はつねに広い）、基調は国内の農村再建にあった、とみるべきであろう。満州移民が「国策」となる転機の一つは、「蘆溝橋事件」の勃発とその後の展開（北支の武力制圧で満州移民が軌道に乗り、関東軍の「百万戸移住計画」入昭和一二年五月作成⁵¹が現実性をもちはじめた）であり、「国家総動員法」（昭和一三年五月公布）に象徴される、産業経済の全分野にわたる戦時体制への再編成進行による国情の変化であろう。昭和一四年九月には、石黒氏ははっきり、満州移民による耕地拡大という新しい与件が幸いにして日本農政に一大転換の時期を到来させた、とのべている⁽⁵¹⁾。

分村運動の先鞭をつけた大日向村（長野県南佐久郡）の分村計画が評判になったのは、昭和一二年である（「大陸の新村」四家房への分村入植先遣隊第一陣が日本を出発したのは同一二年七月）。分村運動は、農村更生協会（経済更生運動の民間中

心団体として昭和九年一月設立。会長(石黒忠篤)の肝煎りもあって、たちまち大ブームをよびおこし、農林省も昭和一三年度の新規事業として経済更生事業のなかに組み入れるに至った(分村計画は満州植民による農村更生計画とみる)。

ところで和田氏は、満州移民に対する批判的立場を終始とりつづけている。昭和十一年七月一六日付「和田日記」には次のように記されている(当時内閣調査局調査官)。

「午後経済更生特別助成の話を書く。経済更生計画と満州移民の關係、問題となる。移民計画なき更生計画は砂上の楼閣との議論あり。加藤完治之を主張す。果して然るや。北海道へ移民せる十津川の村民は果して従前より改善されたりや。構造の变革、条件の変更を考へずして、単に労働力を減じ一戸当の耕地面積を増加するのみにて農村の救はるるとなすの論には賛成出来ない。」

和田氏(当時企画庁調査官)が分村運動の最も熱烈なイデオログであった杉野忠夫氏(当時農村更生協会主事、のち同理事)と議論をたたかかせているのは、「分村運動論争」が盛んであった昭和十二年(六月)である。

杉野氏がわが国の農業人口と耕地との調整の必要なる所以を説き、農村更生と満州移民との不可分關係を力説するのに対し、和田氏は次のようにのべている。

「(今の満州農業移民は政府が企図しているようには) なか

なか進まないね。……農村問題と云ふものは……国民経済

の一部門であつて、それと関連して考へなければ解決の方法はないだらうし、無意味だらうと思ふ。……大量の移民をやれば、土地と人口の比例が取れるが故に、経営は楽になるだらうと云ふ。数字的に言へば、或はさうかも知れぬ。しかし、土地と人口と云ふものは数学的に対照するものぢやない。それは一つの日本の資本主義機構の内に於て社会的の条件をもつたものである。だから移民と云ふことは……数字的に考へれば、日本の農業人口を減らし得ても、それで残余の農業人口の生活条件が良くなると云ふ事は言へないと思ふ。それよりも、今の組織の下で日本の農業生産力の発展と云ふものを非常に阻害して居る社会的条件を除くことに依つて農業におちる所の所得部分を増大すると云ふやうな方法に依つて、農民……の生活を安定させ、向上さす方法が僕は考へられるべきだらうと思ふ。さう云ふことをやつて、尚且、絶対的に人口が多いと云ふならば、その部分は移民なりに依つて行くより外はないと思ふ。併しながら、移民をやることに依つてのみ、日本のさう云ふやうな農業的重大問題が解決されると云ふ……議論に対しては、日本の今の農業生産力の発展を阻害して居る色々な条件を除くと云ふやうな解決をやる方が先きぢやないか、と僕は先づ考へる。」⁽³²⁾

昭和十四年(八月九月)、満州国の首都新京(現長春)で開催された第一回日滿農政研究会總會(同年九月)出席をかねて、

和田氏(当時農林省官房調査課長)は満州・北支へ初出張している。分村運動のバイオニアとなった四家房の大日向村分村民村を視察して、和田傳著小説『大日向村』の主人公の一人である堀川清躬(53)団長に会うのは、同年九月四日。同日付「和田日記」には「一味らがう視察記が記されている。

「紓(シュ)蘭(ラン)四(シ)家(カ)房(ボウ)に長野県大日向村の分村民村を視察。團長堀川清躬氏である。丸顔の少し赤みを帯びた顔、八字髭が目立つ。明らかに笑ふ男。浮世の苦勞を味ひ尽くしたと言ふ所。移民して来て最も問題となる移民社会の秩序維持と統制の問題を解決するのに最もよい形態が分村民である。凡ゆる年齢構成の人々を包括した社会こそ最も統制のとりにやすぎこと。同一年齢の者のみの社会の現実的には統制のとりにくきこと。団員として自給部分を除き借金を残さず余裕ある生活をする文に必要なる経営面積の必要。従つて団管理の土地を団員に分配してしまふ危険を直観せるこの堀川氏には敬服した。

『こんなに熱心にやり、尚且つ何んだか踊らされてゐる感じがする。結果は踊らされる結果になるのではないか』の一言味ふべし。』

(3) 和田氏は、「指導理論」(農会や産業組合に指導理論と言ふものがあるかね。……要するに農業指導理論の貧困なんだよ)や「指導精神」(……真に統一せる指導精神の中に於てのみ解決せらるべき分野が次第に拡大せられつつある)の必

要性を強調していた。また経済更生運動を「農民の自主的組織化運動」とみて、農村・農民の組織再編成に対応して農林行政も経済更生という行政目的に向かつて「農村各種の政策を集結統合するの必要」を生じ、「従来の個別的な技術的な農業指導から農村民の全生活を把握した総合的な指導へ進展」する契機となる、とする。「戦時経済は組織化を促進」し、農業政策の動向は「農業部門に於ける計画性の実現」に向かう、という。かかる志向と立論は、「統制経済、計画経済の問題」を「資本主義に課せられたる近代的命題」とみなす見解につながるものである。

「企画院事件」で和田氏の思想調査をした官憲側は、和田氏は「戦時体制下に於ける国家的要請は日本資本主義の基礎として重要な地位を占むる農業の半封建性を除去して、其の生産力の高度化を図らざるを得ざる客観的必然性を持つもの」であるとの立場をとっていた、と認定している。後述のように、「ヒーローなき事件」といわれる「企画院事件」は、事件そのものは典型的な官憲によるデッチ上げであり、官憲特製にかかる犯罪構成事実のプロットは全くの空中楼阁であるが、和田氏の立場に関するこの見立て自体は、必ずしも誤っていないように思われる。この点に関しては、内閣調査局企画院の性格・機能やいわゆる「革新官僚」群の生熊・志向とも関連するので、改めて3(統制経済官僚としての和田氏を考察する)でとりあ

げることとする。

当時の和田氏の思想的立場なり、将来ヴィジョンを示唆するものとして、「企画院事件」で大きくクローズアップされた文書に「農業政策綱領」がある。前回(二)の(4)紹介した中央農林協議会の第八回特別委員会(昭和十三年八月一七日)の席上で和田氏(当時農林省米政課長)が説明している。

この文書末尾の「農村建設」の条項には次のように記されている。

(一) 協同組織ヲ中心トシタル適正規模ノ農家ヲソノ組織員トシタル農村ヲ建設スル。農村工業ハコノ農村建設ノタメノ一翼ノミ(工業ト農業ノ結合ト努力分配の調整)。

(二) 農民ハ協同組織ヲ通ジテノミ外界ニ貨幣経済的ニ接触スル。斯ル状態ニナリタルトキ資本主義経済下ニ於テハ農村ノ発展ハソノ頂点ニ達シタモノト見ネバナラス。次ニ来ルモノハ資本主義ナラザル新ナル社会デアラウ。

最後の示唆的文言が「企画院事件」で引かかっていた。治安当局は、この「資本主義ナラザル新ナル社会」は「農村問題の根本的解決のためにその実現を俟たざるべからずと思惟した」窮極ニ於テ我国体ノ変革、私有財産制度ノ否認ヲ伴フ社会主義社会」を想定したものとみなし⁽⁵⁹⁾、和田氏の「治安維持法」違反嫌疑を裏づける有力な論拠の一つとしたのである。事件関係者の一人である前出の正木千冬氏は、予審訊問において「検事ヨ

リ和田ノ執筆ニ係ル『農業政策要領』ヲ示サレタ事ガアルカ」と問われて、次のように答えている(和田氏の農林省復帰後のものだったためか正木氏は同綱領を読んでいなかったらしい)。

「其ノ際ハ誰ノ執筆トモ云ハレズ誰ガ書イタモノト思フカト問ハレタノデ、私ハソレヲ読ンデ八木沢(善次)カ勝間田(清一)デモ書イタモノダラウト思ッテサウ答ヘマシタ処、和田ガ書イタモノダト云ハレテ意外ニ感ジマシタ。」⁽⁶¹⁾

ここで前掲(1)の(2)の「検事聴取書」から正木氏の和田氏にかかるとの陳述の引用をつづけておこう。

「……彼ノ農本主義ハ所謂信仰的デナク、マルクス主義ノ洗礼ヲ受ケタ所謂農業社会主義デアリ、産業組合論ニシテモ同様デ、例ヘバ土地問題ノ解決等モホルブズ式ニ解決シヤウトシテ居ル様ニ思ハレ、所謂石黒氏ノ農政グループノ中デハ一種ノ左翼ト思ハレマス……。然シ彼ガ真ノ意味ノマルキストデアルトハ私ニハ考ヘラレマセン。」

当時正木氏が「農業政策綱領」を和田氏が執筆したときかされて「意外ニ感ジタ」理由は、正木氏もまた「新ナル社会」を「社会主義社会」的イメージで受けとめ、同綱領には「社会主義社会ヲ目標トシ、ソレニ至ル一ツノ段階トシテ現在ノ農業政策ヲ考ヘテ居ル趣旨ガ書イテアル」と理解したからである。正木氏は、それまで和田氏から受けたマルキストではないという感じと、農林省復帰後のものならば尚更当時の和田氏の地位か

ら考えて、「意外ニ感シタ」としている。だが、当時の背景なども考えながら今日読み返してみても、筆者にはこのとき和田氏が想定した「新ナル社会」は「全体主義社会」でないことは勿論、必ずしも「社会主義社会」とも思われないのである。当日の特別委員会には石黒氏も出席しており、今日残っている「委員会記事」から推測しても、その席上で委員会全体の空気から著しく乖離したラディカルな示唆を和田氏がとくにしたとは考えられない。当時の和田氏が「農業政策ノ理想トシテ持つテイルモノハ勝間田トホボ近イ協同組合左翼ノ程度」とみられていたのではあるまいか。とすれば、その原型はほかならぬ石黒氏の所論のなかに見出すことができる。

石黒氏は前回(二)の4)紹介した著書『農林行政』(昭和九年)の「結言」において、逆説的論法で今日の農林行政が将来の国家行政一般の先進モデルとなりうる可能性を示唆しつつ、今後の展望を次のようにのべているのである。

「我々は……我国農林行政が他の行政に比して一歩進んだ地位に在ることを見た。素より斯る農林行政の進んだ地位は、現在社会制度に於ける農林業の他業に比しての不利性に基くものである事は否まないが、又其の故に農林行政は将来国家の行政様式を暗示するが如き地位を現に占めて居ると見ることが出来る。世界を通じて恐慌の渦中に在る今日、夫より脱する更

生策は統制経済、計画経済以外に之を求め得ないと言はれてゐる」が、その統制経済は「毫も資本家の損傷を農民に転嫁するが如き仕事を一層効果的ならしむる」ようなものではなく「寧ろ今日農村更生計画の基調として、農林当局に依り指導奨励せられ居る所の協同組合主義に順応するものの如く商工業の統制せられる事を待望するのである。農業協同組合は今日に於て農業者の自治的団体であるが、斯る社会経済状況に処して益々進展せざるを得ない協同組合は、其の充分に発展せしめられたる時に於ても、否その時に於ては一層集権的国家と密着し、国家協同組合主義とも言ふべき新体制に到達せねばならぬであらう」。

「企画院事件」の「和田逮捕」(昭和一六年四月八日)に対して石黒農相(第二次近衛内閣)が憤然抗議(二カ月後の農相辞任は「和田逮捕」へのレジスタンスとの説もある)するとともに、「和田君がアカでつかまるなら、われわれも全部つかまらなきゃならない」と嘆じた、といわれるのも、以上の消息をうかがわせて和田氏への弁護以上に実感的ひびきがある。和田氏が石黒氏を「オールド・リベラリスト」と評していることは前回(二)の4)のべたが、対比的に興味深いのは、正木氏が筆者に語った「和田評」である。

「和田さんは理論的に深い人だったが、当時よくも悪くも先ず官僚という感じで、マルクス主義的世界観を身につけた『マ

ルキスト』だったとは思わない。石黒さんが『オールド・リベラリスト』なら、さしずめ和田さんは『ニュー・リベラリスト』というところじゃないでしょうか。」

和田氏は、加藤完治氏の神がかり的な精神至上主義や親軍的国粹主義とは相容れなかった。「石黒さんを誤らせたのは加藤完治だ」ともらしていたともいわれている⁽⁶⁵⁾。石黒氏の農本主義については、次のような和田氏の弁明的コメントがある。

「(石黒) 先生が農本主義であつたことは、先生の責めじやなくて、その当時の日本のおかれた社会的経済的政治的狀態なり、歴史的な条件によるところなりが大きかつたのだと思ひます。先生が満州移民をやるうとしていたころ、どうもいままで日本という国は、内地だけの農業……を考へていたし、考へざるをえなかつた。しかし、日本の耕地が拡大する条件が生まれたら、やっぱり新しい条件で考へなければいけない、ということですよ。日本の農業が、四つの島のせまい枠の中で、与えられた条件下、しかもその条件を変えられないという情況の中で問題を処理していかねければならなかつたわけです。そういうところに資本主義が次第に発展してくれば、農業が苦況の場に逢着するのは当然であります。しかも先生は、行政官として現実に問題を処理していかねばならないところに、苦勞があつたと思ひます。……条件というものが非常に制約されてゐるかぎりには、どうしても農本的な考へ方が強くなつたのじゃない

かと思ひます。」⁽⁶⁶⁾

ここにもまた弁護以上のシンパシイが潜んでゐるように思われる。和田氏には、近代的経済合理主義の立場がより徹底してゐた東畑精一氏や石黒門下中経済合理主義的な志向では和田氏と双壁であつたともいえる石井英之助氏(大正一二年入省。食糧管理局長官、全販連会長歴任)などとは異なる、ある種の農本主義的な側面があつたことは否めない。

前出の「農業政策綱領」には「農業ニ対スル国家ノ指導精神」は「農民道場(農村中堅人物)養成を旨指して全国各地に国費助成で設置された経済更生事業の目玉商品の一つ——筆者注)ニ於ケル農民精神」に求むべきであり、第一線の農民指導者たる行政官、団体技術員等は「凡テコノ精神的訓練ヲ受ケタルモノヲ以テノミコレニ充ツルコトスルヲ必要トスル」というユニークな条項がある。経済更生運動のなかの先駆的事例から波及拡大した「村の家」運動⁽⁶⁷⁾(東京はじめ全国各地に農村更生の拠点となる「村の家」その墟辺は農村の真実の姿を知る診療所)の設置をすすめ、「村の家」同人が同志的結束を固める運動)は農村更生協会がプロモーターとなつて推進したが、現役官僚のなかでこれにもっとも熱心な肩入れをしたのは、田中長茂氏と和田氏であつた。

現在の「農業祭」の前身である「新穀感謝祭」の第一回は昭和一〇年一月二三日に挙行されている。「新穀感謝祭」の「生

みの親」は吉田茂初代内閣調査局長官で、「育ての親」は石黒氏である、とされるが、その具体的プランナーは、意外にも和田氏である。和田氏が外遊中ドイツで見聞した農民的な収穫祭が一つのヒントとなった献策で、「新穀感謝祭趣意書」を用意し、「準備委員トシテ専ラ事務ヲ掌理セシモノハ内閣調査局調査官和田博雄」であつた。⁽⁶⁸⁾このエピソードは、精神面からの農業恐慌対策のテコ入れという政策的配慮もあつたにせよ、和田氏には、理想主義的な「祭政一致」を唱えた吉田長官や篤い敬神家で歴史に対する深い造詣と洞察力を有する石黒氏の一面に共鳴する部分が存していたことを物語っているように思われる。

(注)(27)

一九二九年(昭和四年)にはじまる世界大恐慌は、日本の農村を直撃し、未曾有の危機におとし入れた。これに加えて東北地方は、昭和六年、九年と再度冷害による大凶作に襲われた。このダブル・パンチによって、とくに東北農村の農家は飢餓水準の生活窮乏にまで追いつめられたのである。「昭和農業恐慌」は、「ビルト・イン・スタビライザー」(価格支持、共済事業など)が制度的にセツトされていない時代に生じただけに、典型的な恐慌現象が現出したといえる。当時の日本農業の二大生産物であつた米と繭はともに異常な価格低落で、米は半分以下、繭に至つては三分の一に激落した。農家経済は全面破綻に瀕し、農家負債の

総額は五〇億円のぼるといわれた(これに対し農業所得は昭和六年で一五億円余に過ぎなかった)。

昭和七年、「五・一五事件」のあと成立した斎藤(実)内閣(後藤文夫農相)の下で開かれた「救農議會」(第六三臨時帝國議會)で打ち出した時局匡救の農村救済対策は、①緊急対応療法的対策(救農土木事業など)、②恒久的農村救済・再建対策(経済更生運動、産業組合拡充運動、負債整理事業など)の二本立てであつたが、後者の中心的推進機関として農林省に経済更生部が設置された(同年九月二七日)。

後藤農相と石黒次官は、初代部長に小平権一氏(のち農林次官、中央農業会副会長などを歴任)を起用した。以後小平氏の部長在職は実に六年に及ぶ。当時産業組合や農業金融に関する学究的第一人者でもあつた小平氏の実践的な知恵が斬新ユニークな政策立案・実施のなかで最高度に発揮された局面であり、この時期における小平氏の気迫のこもつたすさまじいばかりの精力的な陣頭指揮と経済更生運動を支えた大臣以下末端職員に至るまでの熱っぽい仕事振りは今日なお語り草である。

「隣保共助」「自力更生」を中心スローガンとして、官民一体となつて画期的盛り上がりをもせた経済更生運動は、「農民精神の作興」など精神主義的要素が強

かったし、後年の満州への分村移民などともからむため、戦後は「農村のファシズムの再編成を促進した政策的先駆け」などの評定を受けている。詳論は改めて別稿を期するが、経済更生運動は、発生的には農業恐慌に対する臨床的対応策と打ち出されたにせよ、当時の指導者や推進に当たった人々は、協同組合主義に立脚するこの運動展開の前途に大きな期待と夢（農村を起点ないし拠点とする新しい社会経済体制創出のヴィジョン）を託していた。「農政」という視点にしばっても、それは農業恐慌脱出の有効な回路として機能したのみならず、産業組合振興、負債整理組合、「農村計画」行政、農民道場による人づくり（「農村中堅人物」の養成）など、物心両面にわたる数々のユニークな行政手法を開発し、その後の農政の新しい基調を形づくった（とくに「四本柱」へ町村長、産業組合長、農会長、小学校長）によって推進された「経済更生計画」と特別助成入従来型をタテ割り型ではなくヨコ割り型総合助成Vをリンクする新しい「農村計画」事業は、新農村建設事業、農業構造改善事業、農村総合整備事業など戦後の一連の行政手法の系譜的原型となっている。

これらの点を考え合わせると、経済更生運動の功罪評価はもっと複眼的な視点で実証的になされるべきであろう。とくに筆者が注意を喚起したいのは、次

の二点である。

第一に、経済更生運動は恐慌（昭和五年以降）と戦争（昭和一二年以降）という二つの「非常時」の狭間に推進された、それ自体基本的にはすぐれて「状況の産物」であるが、その展開過程においては「状況」を開拓・先導した側面と「状況」に巻き込まれた側面を区別して、その両面をみる必要がある。

第二に、アプリアリかつトータルな「本質規定」に先立って、経済更生運動の経過した段階の時期区分を設定し、その区分ごとにキメ細かくその機能と効果をおさえてゆく実証的アプローチが望まれることである。

(28) 和田博雄講『農政一般』へ実際農業講義録V(財富民協会)のテキストは、和田氏の遺品の中から発見したものであるが、発行年は不明である。和田氏の肩書きが「内閣調査官」となっているから発行は昭和一〇年五月以降であるが、テキスト中の時事的言及や利用されている統計数字などからみて、和田氏がこの草稿によって講義したのは、農政課時代の末期（外遊前の昭和九年三月頃）と推定される。

和田氏はこのテキストの冒頭で「現下における重要な農政問題を説明しわが国農業の全貌を素描するとともに、問題の解決策を暗示してゆくこととしたい」としているが、当年における和田氏のトータルな問題意

識の所在をさぐる手がかりともなるので、左に同「講義録」の構成項目を掲げておこう。

第一章 小作問題 第二章 米穀問題

第三章 農家負債問題 第四章 農村負担問題

第五章 農村経済更生の意義

(29) (30) (31) 同右書、六〇頁、六二頁、六六、六八頁。

(32) 和田博雄「農業団体の発展段階と総合」(昭和農業発達史、財団法人協会創立十周年記念出版、昭和二年所収)、一五四頁。なお前掲注(23)の田中産業組合課長の発言参照。

(33) 「自作農創設制度」は小作制度調査委員会特別委員会の調査すべき五項目の一つにとりあげられたが(前回の(二)の2参照)、そのあとを受けついだ小作制度調査会が大正一三年四月答申した「自作農創設方策ニ関スル施設ノ大要」(「自作農地創定施設要項」)の主旨にそって「自作農創設維持補助規則」(大正一五年五月農林省令第一〇号)が制定公布された(簡易生命保険積立金を原資とし、道府県等が政府の利子補給を受けて融通する低利資金八年利三・五%、二五年年賦償還制度)。これがいわゆる自作農創設(維持)路線の嚆矢であり、このときから農林省の具体的農地施策は「小作調停法」とこれとの二本立てとなったのである。しかし「農村ノ中堅トシテノ自作農ノ奨励」「小作

問題解決ノ重要ナル一方法」といううたい文句にしては、創設計画面積の規模が余りにも小さく(二五年間に一二万三千町歩八小作地の実に二三分の一)、その方法も微温的(単に資金を貸しつける「間接創定主義」で、土地取得も売却を地主の任意にまかせる「自由創定主義」であったため、その性格と社会的機能(農地価格下落の趨勢阻止、地主の土地売り逃げ援護などの効果をもつとされた)はむしろ地主層の擁護にあるとみられた。自作農創設路線は、前述のように小作立法路線をとる民政党と対抗関係にあった政友会の農政の看板の一つとなった。昭和二年四月発足の田中政友会内閣(農相山本悌二郎)は「自作農地法案」により自作農創設の拡大(追加の創設面積が三五年間に六三万町歩)を企図したが、流産に終わった(立案段階で当初の「農地金庫」構想が行きづまった挙句「特別会計制度」に仕組み直して昭和四年二月第五八帝國議會に「自作農創設維持助成資金特別会計法案」として提出したが、衆議院通過、貴族院審議未了)。つまりこの前後の時期、二大政党の農地政策上の看板路線が二つながら、相討ち・共倒れの形で流産しているのである。

小倉武一氏は、この間の経緯を次のようにのべて、当時の地主層のデリケートな政治的地位を示唆している。

る。

「自作農地法案の立案から特別会計法案の流産に至る過程は、金融資本と地主層との政治権力の内部における対立において、地主層の敗退を意味するのであるうけれども、小作法案については、ブルジョアジーと地主勢力の対立において地主層の勝利を意味するものの如く、浜口内閣によっても、それを制定することを得なかったのである。」(小倉前掲『土地立法の史的考察』、五五二頁)。

その後も創設事業の強化・拡大は企図され、その一部は実現したが、農地改革までの二〇年間にこの事業で自作化され、または小作地化を免れ得た面積は、二十九万六千町歩にとどまるのである。

昭和一三年の「農地調整法」(同年四月法律第六七号)は、きわめて不徹底な後退した内容ながら、この二つの農地政策上のライトモチーフを一つの法律形式の中に統合した。前出の注(11)では、昭和初期における政友会と民政党との位相対比の図示を試みたが、その相違点はもとより相対的なものである。自作農創設路線がより徹底化されれば、当然その性格も地主制擁護よりも、地主制解体の方向へシフトする。民政党の農政面の立役者であった町田忠治氏(農相就任三回)の農政ブレイクといわれた松村謙三氏は、つとに

「ノート」 農地改革と和田博雄 (三)

個人的には自作農主義者であったが、戦時経済体制進行の過程で民政党自体が政策変更して、自作農創設の拡大を策している(平沼内閣の桜内幸雄農相時代八昭和一四年)、松村農林政務次官は田中覚農林技官八のち三重県知事、自民党代議士Vらの協力を得てペーパー・プランながら独自の拡大策の立案と費用試算を試みている)。この松村氏の素志は、戦後第一次農地改革にふみ切った松村農相の英断となって結実する。第一次農地改革は、戦時体制深化の過程で展開された戦時農地行政が大きな役割を果たした、なしくずしの地主制衰退の基盤の上に、主として小作立法路線を徹底させた農林官僚の構想と自作農創設路線を徹底させた松村構想との出会い・融合として立案されるのである。

(34) 和田氏は「農村認識のポイント」を次のように述べている(「議会と農村問題」—記者との対談—『農業と経済』第四卷第四号—昭和一二年四月—所収V、七三—七四頁)。

「今日のように米の価も繭の値もよくなったと言ふことですぐ農村全般がよくなったと認識するような人が相当にあるが、これらは間違ひも甚しいものと思ふ。農業恐慌以来農村の階級分化は特に甚しく行はれてゐるので、農村と言ふ一つの概念に捉はれて物を判ずることは危険である。最近所謂全体主義と言ふ言葉が流

行るが、これをもってさう見るならば誤まれたる全体主義と言はねばならない。農村を見る場合にはどうしても色々の階級層をよく観なければならぬ。……認識のポイントは、つまり農村に於ける階級分化の現状と農村民の生活が果して向上したか低下したかをよく観察すること、茲にあると思ふ。」

(35) 和田博雄「農林行政に関する問題」『農業経済研究』第一一巻第三号(昭和一〇年七月)―特輯農林行政の批判―、岩波書店所収)、四頁。

右の和田論稿の基は、昭和一〇年四月七日に東大農学部内で開かれた農業経済学会討論大会における和田報告「農林行政の帰趨」である。

これ以外の論稿等で農業問題を土地問題に収斂させてゆく和田氏の発想がうかがわれる部分を若干あげておこう。

「とまれ土地問題は農業問題の中心として現はるるに至った。……昭和七年以降熱心に進められた経済更生運動も土地問題に達着した。経済更生計画の効果を真に農民大衆に及ぼすためには土地問題を解決せざるを得ざるに立ち至った。当初経済更生計画は土地問題の調整には極めて冷淡であり、僅かに耕地の分合整備の如き技術的方途を示せるのみであったのであるが、そして事実多くの更生計画がこれさへも為さずして計

画され実行されたのであるが、計画の進行はいやでも応でも土地問題に直面せざるを得ざらしめたのである。更生計画の効果が挙げれば挙る程村の地価は上昇し、不在地主は座ながらにして村の更生の果実を享受し得るの矛盾を真剣なる村の指導者達は知るに至ったのである。斯る方面よりしても土地の所有関係の再調整は何よりも必要となったのである。」(和田前掲「農業団体の発展段階と総合」、一五四頁)。

「僕は矢張り農業問題と云ふものは、押し詰めて行くと、土地問題に帰着すると思ふ。」(農村問題座談会「対滿移民と内地農業改革」中の和田発言△「評論」第二巻第七号―昭和一二年七月―、山崎経済研究所所収▽、八二頁)。

(37) 和田前掲『農政一般』二頁、一八頁。

(38) 和田前掲「農林行政に関する問題」、四頁。

(39) 前掲「農村問題座談会」(昭和一二一年六月)に和田氏(当時企画庁調査官)とともに出席している須永好氏(当時社会大衆党代議士、のち社会党代議士)は、思想運動弾圧の余波で農民の組織力が弱まり土地を守る意思と熱意がかけてきた現状を憂えつつ、自作農維持創設が現地では小作条件を良くする妨げとなっている事実を指摘。さらに「農村の実際耕作民に何か潑刺たる意気を持たせる動機」「農村更生の原動力」とし

て「小作法と小作組合法と云ふものは……どうしても拵へなくちゃならぬと思ふ」と発言している。これを受けて司会者は、農地問題の解決とともに農民に組織を与える方法の解決を日本の当面の農村問題のスローガンに入れたい、と締めくくり、和田氏の同調をえている。この座談会に関する限り、和田調査官と須永代議士の見解はかなり親和的であるように思われる（前掲「農村問題座談会」、八三―八四頁参照）。

因に昭和一四年一〇月の和田論稿（「農業政策の動向」△「村」昭和一四年一〇月号、農村更生協会所収）、当時和田氏は農林省官房調査課長）は、「現在農業政策の基調」として、次の六つをあげている（二―三頁）。

- ① 主要食糧農産物及軍需農産物の計画的生産
 - ② 輸出農産物の計画的生産と輸出振興
 - ③ 農業の基本条件の再組織（土地制度の改革、所謂適正規模農家の創立）
 - ④ 政策遂行の機構の改革（農林行政機構の改革と農業団体の再編成）
 - ⑤ 農業用生産資材の確保と配給の統制
 - ⑥ 戦時農産物価格政策
- 国策全体の選択肢の幅が狭められてきたこの時期に戦時的要求の急迫性に即応する戦時農業政策の再編成

という問題整理に直面しながら（あるいはまさにかかる事態ゆえに）、和田氏が「断片的弥縫的な対策に専念すべきではなく有機的な關聯と系統をもった根本的対策」の必要を訴え、右の項目のなかに、あえて③（「土地制度の改革」を含む「農業の基本条件の再組織」とそれを実行するためもある④（「政策遂行の機構の改革」）をかかげていることは注目し値しよう。

(40) 和田博雄「産業組合と生産部面」（『農業と経済』第二巻第一〇号―昭和一〇年一〇月―所収）、三六頁。

(41) 和田前掲「農業団体の発展段階と綜合」、一五三頁。

(42) 和田前掲「産業組合と生産部面」、三九頁。

なお同右論稿では、農家小組合に關連して次のようにべている（同三九頁）。

「資本主義はその先行する制度より承継した土地制度を自らに順応するが如く変革すると同様に、またこの土地制度の変革を基底として労働形態、労働組織をも之れに順応するが如くに變革する。農家小組合は、小土地所有小経営の支配的な資本主義社会に於ける労働の一つの合理化組織であり、資本主義経済への農業労働の順応形態である。」

(43) 和田前掲「農業団体の発展段階と綜合」、一五二頁。ほかに和田前掲「産業組合と生産部面」、三七―三八頁参照。

(44) (45) 和田同右「産業組合と生産部面」、四〇頁。ほかに和田同右「農業団体の発展段階と総合」、一五五頁参照。

(46) 和田前掲「農林行政に関する問題」、一、二頁。

(47) 和田前掲「農業団体の発展段階と総合」、一四八頁。

(48) 和田前掲「議会と農村問題」、七四頁。

(49) 栗原百寿『人物農業団体史』(新評論社、昭和三年)、一七九～一八〇頁。

(50) 楠本雅弘ほか「経済更生運動の現代的意義」(勸業村開発企画委員会『農村整備水準検討調査報告書』)が国の農村整備に関する制度の比較検討、昭和五年三月所収、一四九頁。

(51) 第一回日滿農政研究会総会(昭和一四年九月)における石黒忠篤氏の発言(『日滿農政研究会第一回総会速記録』、六五～六七頁参照)。

(52) 前掲農村問題座談会「対滿移民と内地農業改革」、七四～七五頁。

(53) 長野県南佐久郡大日向村の根本的更生策に腐心していた浅川武麿村長が「大日向村を二つに裂き、その一半をそのまま大陸に移し、もう一つの新しい大日向村を彼地に打建てよう」という分村計画の構想を固めたのは昭和一二年初頭とされる。すでに実践の途に就いていた宮城県南郷村などの分郷運動は同県または同じ

平野から青壮年層の移民集団を編成するものであったが、この「大日向型」の単村式分村は、村をタテに割って地主、中農、貧農―老若男女すべての階層をあげて移民団をつくり、村社の分霊を先頭に立てて大陸に渡るといふ画期的新形態であった。団長には五六歳の産業組合専務理事堀川清躬氏が選ばれた。この壮年に感銘をうけた和田博氏が長篇小説『大日向村』(朝日新聞社、昭和一四年六月)を書き、前進座が舞台上演(同年一〇～一二月)し、映画化(昭和一五年一月)もされた。その間に農村更生協会が機関誌『村』の臨時増刊で「分村の全貌」を特集(昭和一二一年二月)し、朝日新聞社は『新農村の建設―大陸へ分村移動―』を刊行(昭和一四年四月)している。

因に、小説『大日向村』で和田博氏は、実名で登場させている堀川氏の風采を、次のように素描している。
「小学校もろくろくやらす……身を一介の炭焼人夫に起し伝統と因襲の牢固としたなかでまるでひとりであるにさうなつたみたいに産業組合専務理事にまでせりあがってしまった異常な身分上の躍進」「不屈な生命力……泣きながら平気で笑ひ、笑ひながら平気で泣く情緒のこまやかさ……もって生れた明敏な頭脳に一時も磨きをかけずにはゐられなかつた鍛錬のはげしさ」人間としての型の大きさ、怖れをなすほどの政治的手腕。

なお和田博雄氏は、四家房で会った堀川村長に「得も言へぬ笑を堪へてびんの霜」「この土の向日葵のごと君や明朗」の二句を献じている。

(54) 和田前掲「議会と農村問題」、七四～七五頁。

(55) 和田前掲「農林行政に関する問題」、六頁。

(56) 和田同右論文、二頁。和田前掲「農業団体の発展段階と総合」、一五一頁。

(57) 和田前掲「農林行政に関する問題」、六頁。

(58) 内務省警保局『特高月報』昭和一七年二月号、一四頁。

(59) 「農業政策綱領」の構成は次のとおりである(筆者が入手したプリントでは、Aの記述部分は省略)。

A 農業政策綱領作成ノ根本思想

B 農業政策綱領樹立上考慮スベキ前提条件

第一生産部面、第二流通部面(価格問題)

第三消費部面、第四農民指導、第五農村建設

(60) 前掲「予審終結決定書」(前掲『日本政治裁判史録』所収)、四一四頁参照。

(61) 「予審訊問調書」(海野ハ普吉▽法律事務所資料△正木千冬氏関係▽所収)。

(62) 「正木千冬上申書」(前掲『日本政治裁判史録』、三八二頁所引)。

(63) 石黒忠篤『農林行政』△農村更生叢書▽(日本評論社、

昭和九年)、二一八～二一九頁。

(64) 迫水久常氏の回想(読売新聞社編『昭和史の天皇』18△昭和四七年▽所収の「企画院事件」、一七八頁)。

(65) 石黒氏と加藤氏との関係についての和田氏の直接的コメントで、資料的に存しているものは、次のくだりのみである。

「(石黒)先生の一生を考えてみますと、ある意味では情におぼれて、個人的にいえば大きなマイナスの面が出ている点もあったのじゃないかと思えます。たとえば、加藤完治先生との関係も、石黒先生が友情に厚い人であっただけに損をするといったような感じをうけます。」(和田前掲「オールド・リベラリスト」、二二〇頁)。

(66) 和田同右稿、二二〇～二二二頁。

(67) 「村の家」運動についてやや詳しくは、拙稿「和田博雄交遊抄(四)―和田博雄と石黒忠篤(その一)―」(『米配協』昭和五〇年二月号、財全国米穀配給協会所収)参照。

(68) 「第一回新穀感謝祭」についてやや詳しくは、拙稿「農業祭縁起―第一回新穀感謝祭と和田博雄―」(『米配協』昭和四九年一〇月号、財全国米穀配給協会所収)参照。

3 内閣調査局と企画院時代

(1) 昭和一〇年五月一日、岡田(啓介)内閣(斎藤内閣のあとをうけた二代目のいわゆる「中間内閣」。昭和九年七月八日発足)は、時代に即応した国策の審議立案機関として、内閣審議会とその事務局ともいふべき内閣調査局を発足させた。内閣審議会は、床次(竹二郎)・通相や町田(忠治)・商相の發案による岡田内閣発足以来の構想であつたらしく、弱体内閣の補強工作という政治的含みもあつたが、政府の企画機関として挙国一致的に人材を集め、頻繁たる内閣更迭にもかかわらず一貫した国策を樹立しようとするものであつた。

会長岡田首相、副会長高橋(是清)蔵相で、委員は斎藤前首相、山本達雄、水野鍊太郎、伊沢多喜男、馬場鏖一、望月圭介、安達謙蔵、川崎卓吉、頼母木桂吉、池田成彬、各務鎌吉……。「まこと今、思いだしても堂々たる顔ぶれ」(『岡田啓介回顧録』⁽⁶⁹⁾)であつた。「大臣のブル」⁽⁶⁹⁾「裏内閣」ともいわれ、後年多くの關係がこの委員の中から起用されている。外交と統帥大権に属する国防は、審議の範囲外とされたため、外交畑と軍人からは委員が出ていない。

内閣調査局は、単なる審議会の事務局ではなく、「内閣総理大臣ノ管理ニ属シ」その指揮監督下にある総合国策樹立機関であつた(内閣審議会は「内閣ニ隷」する機関とされた)。内閣調査局の構想は、国の「経済参謀本部」なり、「総理大臣直屬

の政治・行政の参謀」⁽⁷⁰⁾的機能を目指すものであつた、とされる。戦前の首相の重要な政治幕僚スタッフは、内閣書記官長と法制局長官の二人であつたが、このときからもう一人内閣調査局長官が加わることとなつたのである。初代長官には岡田内閣の内閣書記官長であつた吉田茂氏が起用された。

内閣審議会は、発足当初の意気込みにもかかわらず、一代の内閣限りの短命であつた(翌昭和十一年の「二・二六事件」で岡田内閣が倒れたあとをうけた広田(弘毅)内閣時代に廃止△同年四月二八日△された)が、内閣調査局は存続し、企画庁(昭和十二年五月)を経て企画院(昭和十二年一〇月)となるのである。⁽⁷⁰⁾内閣調査局は、吉田長官を中心として松井春生首席調査官以下五人の勅任調査官(各省の局部長クラスの藤田国之助△商工省△、飯沼一省△内務省△、山田童雄△大蔵省△、小浜八弥△農林省△)と一三人(うち専任九人)の奏任調査官によつて運営された(ほかに参与、専門委員が置かれた)。「各省総がかり」の「行政新幹線」といわれるだけに、とくに若手の奏任調査官には、各省中堅(課長クラス)の精鋭分子(一説によれば「各省のあばれん坊」)が集められた。メンバーは、鈴木貞一(陸軍中佐)、阿部嘉輔(海軍中佐)、松隅秀雄(大蔵省)、中村敬之進(内務省)、桑原幹根(内務省)、奥村喜和男(通信省)、橋井真(商工省)……の諸氏で、農林省からは和田氏が選ばれた(発令は何れも五月二五日)。このとき農林省へスカ

ウトに出かけた松井首席調査官は、井野（碩哉）蚕糸局長（のち企画庁次長、農林次官、農林大臣歴任）から「和田君は並みのところでは使いきれませんよ」といわれたという。⁽⁷¹⁾

内閣調査局は、従来の官庁の枠組みを大胆に破った、行政史上特筆に値するユニークな「官庁らしからざる役所」であり、わが国では珍しい「斬新な総合官庁」であった。社会的にも「革新的国策」を打ち出す「政策参謀本部」誕生というある種の期待感を以て迎えられた。⁽⁷²⁾ 専門委員（常勤）として内閣調査局入りした正木千冬氏は、当時の局内の「革新的」風潮について次のようにのべている。

「当時ハマダ広域経済ノ理論モ国防国家ノ理念モ確立シテキマセンデシタ。ソレデ私ガ調査局ニ入ッテスグニ感ゼラレタコトト云ヘバ著シク批判的ナ空氣デアリマシタ。各省カラ集ッテ来テキル調査官は自省ノ従来ノ政策ニ対シ批判的デアッタバカリデナク、他省ノ管掌事項ニ付テモ忌憚ナキ批評ヲ下シ談論風発トイフ状態デアリマシタ。……局全体トシテ一貫シタモノハナイト云ヒナガラ、ソノ大体ノ空氣ヲ感ジタママニ申上ゲレバ、資本主義的自由主義ノ弊害ヲ認め、強度ノ統制経済主義ニ傾キ之ヲ実現スル為メノ政治機構トシテ各省ヲ整理併合シテ行政ヲ簡素化スルト共ニ内閣中枢部ノ指導力企画力ヲ強化シ強力政治ヲ行ハウトスルモノノ如クデアリマシタ。……調査局ガマルクス主義理論ヲ容認スルトイフ如キハ絶対ニアリマセンガ、資本

主義ノ対立物トシテ左翼側ノ批判及ビ批判的精神ニ同情的デアッタト云ヘマス。マタ統制経済ノ理論ヤ一步進メテ計画経済ヲ研究スル必要カラ、ソ連経済ヤナチス理論ヲ理解セントシ、ソノ手段トシテマルクス経済学者ノカヲ利用セントシタノモ当然デアッタノデアリマス。当時調査官ノ机上ニハ左翼本ガゴロゴロシキタト言フノハ独リ和田君ノミヲ指スノデハナイノデアリマス。」⁽⁷³⁾

内閣調査局のこのようなユニークな気風を象徴する運営システムが調査官の全体会議であり、局全体の象徴的人物が初代長官の吉田茂氏であった。

内閣調査局では、各省のセクシヨナリズムを排して総合調整の実をあげるため、局部課制をとらず、調査官による全体会議システムによって一体的な運営を図っていた。このシステムを後年和田氏は高く評価している。

「私は調査局のよかった点は調査官の全体会議だったと思うのです。全体会議には吉田さんは始終出られた。そうしてよく聞いておられたし、意見もどんどん述べられたし、それに私たちも思う存分話をしましたしね。……あの全体会議の吉田さんのリードの仕方、あれは私は非常によかったと思いますね。あそこでみんながほんとうに思うことを話し合っ、お互いのわだかまりがとれ合っ、心のうちがわかって、みんなが一体感を盛り上げたと思うのです。意見は確かに違いましたよ。それ

でもあと何にも残らぬですからね。……また軍に対してもその点は非常によかったと思いますよ。われわれはみんな遠慮せずに行いましたからね。ことに鈴木貞一君（のち企画院総裁、陸軍中将——筆者注）とか相当論客がおりましたから、ぼくらは相当けんかをやりました。でも鈴木君はぼくらについてやってきました……あとでけろっとしているのですからね。……ああいう空気があるときは仕事がほんとうによくできるですね。

……全体会議を松井さんの発想でつくられた、そしてそれを吉田さんがリードしていかれたという点が……役所として非常に潑刺とした活動ができたもただろうと思っております。」

和田氏がかくのべるとき、内閣調査局のバックに農林省農務局が、吉田長官の背後に石黒農務局長が二重写しになっていなかったらどうか。農務局独特のリベラルな空気が和田事務官を生み、内閣調査局の明るい、「革新的」雰囲気と和田調査官を高度成長させたのである。

因に、その後内閣調査局は、企画庁→企画院へと改組を重ねるに従って、当初の基本国策立案官庁としての性格を急速に喪失してゆく。資源局と企画庁（昭和十二年五月発足。総裁は結城豊太郎蔵相の兼任）が合併して企画院が発足（同年一〇月二十五日。初代総裁滝正雄）する動きに対し、和田調査官は調査官会議において「純然たる事務官庁たりし資源局と合併することは企画庁を益々事務官庁化せしめ、調査局以来の総合的国策樹

立機関たるの伝統を失ふものなり」と発言、資源局合併と部課制採用に極力反対している（企画院発足後は部課制がとられ、各自の担当事務もタテ割りに分割されて以前の総合的統一性は消滅した）。このときの企画庁改組に反対し「内閣調査局以来ノ伝統」を守ろうとする運動（和田調査官を中心として、勝間田清一、正木千冬、奥山貞二郎、八木沢善次、和田耕作……らの諸氏が加わっている）は、「企画院事件」で、荒唐無稽にも「日本資本主義ノマルクス主義的調査分析ヲ可能ナラシムル機構」を存続させて「官庁人民戦線的左翼運動を展開しやすくするための共同謀議」との嫌疑を蒙った。

和田氏は生涯で奇しくも二人の吉田茂氏に仕え、それぞれ知遇をえた。戦前「吉田茂」といえば、英米派の外交官として不遇だった「大磯の吉田茂」（戦後の宰相）より内務省系の「新官僚」のチャンピオンの一人だった「目白の吉田茂」を指した。吉田長官は非常な敬神家で、「新官僚」派の拠点とされた「国維会」においても後藤文夫氏と並ぶ有力な指導者であった。思想的には右寄りであったが、非常な親分肌で、「広い見識」、「抜群の実行力」、「公平無私な人格」の持主といわれる。「茫洋大人の風格」をもつスケールの大きな傑出した人物であつたらしい。前述した内閣調査局の「右も左も含めた」独特の「革新的」風潮は、まさに「剛腹で包容力に富んだ」吉田長官（昭和十一年一二月退任）が一身に体现していたといえる。戦後の

日本が失ってしまった人物像の一つであろう。⁽⁷⁶⁾

(2) 内閣調査局では、当初五人の勅任調査官の分担を、一般、財政、産業、交通、文化の五部門に分け、奏任調査官をそれぞれ組み合わせ、参与と専門委員(常勤と非常勤)を配した。大きなテーマごとに、一年か二年のうちに思い切った国策を立案せよという注文だった。このうち産業部門を分担したのが、藤田国之助、小浜八弥両勅任調査官で、これに当時一番の若手であった橋井真、和田博雄両奏任調査官がそれぞれ配され、産業室に「橋井商工班」と「和田農業班」が置かれることとなった。

作業体制は、主任調査官の下に、一、二名の専門委員(常勤)ないし高等官待遇嘱託がつき、数名の属官と若干の傭が所属する構成であったが、農業班の場合は、和田調査官の下に事務スタッフとして勝間田清一氏(昭和一〇年二月、専門委員(常勤))、八木沢善次氏(同年一〇月、高等官待遇嘱託)がつき、属官ないし嘱託として熊代幸雄(東大農学部農政学教室から東畑精一専門委員(非常勤)とのパイプ役的含みで嘱託として同年一〇月頃配属。のち宇都宮大学教授)、川俣浩太郎、山本誠治、田村勘次らの諸氏が属した(このほか商工班と共用の傭が数人所属。これらのスタッフを小浜勅任調査官が、参与(酒井忠正)と非常勤専門委員(東畑精一、千石興太郎、平田慶吉ら)の参与・協力を得て統括する仕組みであった。

同時期正木千冬氏が商工班(同年一〇月)に、中外商業新報

記者奥山貞二郎氏(同年六月頃。「事件」前に死亡)が財政班にそれぞれ専門委員(常勤)として入っている。「企画院事件」関係者としては、このあと井口東輔氏(昭和一一年四月)が高等官待遇嘱託として商工班に、直井武夫氏が嘱託としてソ連班に入った。企画庁への改組後には、副調査官として和田耕作氏、高等官待遇嘱託として佐多忠隆、稲葉秀三、小沢正元らの諸氏が採用されている(企画庁になったとき、勝間田、正木、奥山の三専門委員はそれぞれ副調査官に任用、その後「事件」発生時までひきつづき企画院に在職した正木、佐多、稲葉の三氏は調査官に昇格)。このほか属官として「企画院事件」の導火線となった「判任官グループ事件」の芝寛、岡倉古志郎、玉城肇、川崎巳三郎、沢井武保らの諸氏が企画庁入りしている。

2でのべたような農政観をもつ和田調査官は、内閣調査局出向を宿志実現のための好機到来と受けとめたいらしい。総合的基本農業政策の樹立——標的は「土地制度の改革」(↓農地改革)にしほっていた。正木氏は、和田調査官が「オレは土地制度の改革をする以外ないと命ぜられて調査局に来ているんだ」とよく語るのをきいている。小作問題——土地問題の解決なしには農業生産力の発展はないとする見地から、「和田農業班」は思い切った自由な野心的調査研究をやろうとしていた。「進歩的政策立案ノ基礎タラシムルト共ニ調査ノ結果ヲ……発表シテ農業ノ重要性ニ対スル社会的関心ヲ昂メ且一般農業関係指導者ノ

農業対策ノ客観的基礎タラシメ⁽⁷⁸⁾んがため、二つの調査が開始された。農村における土地所有権移動の実態調査と日本農業の再生産過程究明のための農業基本調査である。

前者は「農村土地所有権移動調査」と呼ばれた。「昭和農業恐慌」が昭和一〇年代に入つて一応収束したという前提の下に「恐慌期ニ於ケル農地所有権ノ移動ヲ不動産担保負債トノ關聯ニ於テ観察シ恐慌ヲ通ジテ現レタル土地集中ノ傾向及農村ノ没落ヲ中心トスル階級分化ノ過程ヲ探求シ小作慣行ヲ調査シテ我國農業ノ發展段階及其ノ半封建的特質ヲ実証スベキ方針⁽⁷⁹⁾」であつたとされる。当時農業班の囑託であつた熊代幸雄氏によれば、全国五〇町村程度（一〇県位をとり上げ一県五町村位ずつ）を抽出して、農業班から二人ずつのペアで実地調査に出かけ、現地の地方小作官の協力も得てすすめたという。この調査は、昭和一二年二月頃から翌一二年末頃まで継続された。現地で調査に一、二週間かける入念なものであつたらしいが、中間集計の段階で企画院庁舎に発生した火災（夜半の失火）のため、原資料が他の貴重な資料ともども灰燼に帰する奇禍にあい、惜しくも結実しなかつた（熊代氏の直話）。

後者は「国民経済における農業の地位の再認識」である。この調査項目は「日本農業ノ現実態ヲ調査分析シ、日本農業ノ再生産過程ヲ究明シ其ノ歴史的發展、階級分化ノ様相、資本主義化ノ速度、方向、程度及農業ノ重要性ヲ認識把握スルト共ニ之

ヲ基礎トシテ更ニ農業生産力發展ヲ阻碍スル封建的殘滓ノ究明等ヲ通ジテ我國農村ノ窮乏原因ヲ確認シ以テ日本農業ノ半封建性ヲ撤廃シテ資本主義化ヲ促進スル等ノ綜合的進歩的政策立案ノ基礎タラシメンコトヲ眼目⁽⁸⁰⁾」として作成された、とされる。

調査項目のとりまどめの中心となつたのは「農業ノ資本主義化政策ヲ支持スル限度ニ於テ被告人（和田博雄——筆者注）ト相通ズルトコトヲ」東畑精一専門委員（東大教授）であつた。こちらは農林省などの既存統計調査資料をできる限り利用する総合的分析調査であり、研究テーマの集大成であつた。戦後流行となる計量計測手法のはしりの作業を含むものでもあつたらしい。石川準吉編著『綜合国策と教育改革案——内閣審議会・内閣調査局記録——』に収録されている「国民経済における農業の地位の再認識（増補版⁽⁸²⁾）の作成期日は、「昭和一二年九月一日」となっているが、これは、昭和一二年二月頃からプリテストや討議を重ねてテーマなり、調査方法を練り上げていった（とくに同年七、八月中に共同検討会を重ねた）あとの集大成版であろうと考えられる。この調査項目は、農業問題に対する和田調査官の視座を象徴するものでもあろう。正木氏は「あの『再認識』の項目メモは、東畑精一氏の立場（農業を産業として成立させようとする）と『講座派』的な構造認識⁽⁸³⁾（日本農業の前近代性を強調する）の合作ですよ。和田さんは、この両方にまたがっていたように思う」と評し、熊代氏は「戦後岩波書

店から刊行された東畑精一先生を中心とする編集スタッフによる『日本農業の全貌』シリーズの原型は、あの『再認識』テキストですよ。骨子はほぼそのまま生かされているといつてよいでしょう」とのべている（何れも筆者への直話）。

この「再認識」メモをさらに「補正整理」し、恐らくは前述の「農村土地所有権移動調査」の経験、成果をもふまえて「求心的に発展させ」て、昭和十二年一〇月作成された調査項目が、「我国農業（農村）窮乏ノ原因ノ探究」である。和田氏の問題意識なり政策マインドからいえば、むしろこちらの文書の方がより重要ではないかと思われる。このなかの「土地制度ノ欠陥」と「農村ニ於ケル階級分化ノ激化」の二項目について細目をみてみよう。

〔一〕 土地制度ノ欠陥

農業生産ノ必要、農業発展ノ条件ニ合致シナイ欠陥ヲ觀ル、ソレハ地域別並ニ農業部門別ニ出来ル限リ詳細ニ觀ル
(1) 小作権ノ不安定並ニ小作關係ノ錯雜及ソノ非合理的要素
(2) 地価形成、小作料形成過程ニ於ケル諸要因中 (a) 耕地ノ地域的独占 (b) 耕作者ノ競争 (c) 耕地所有ニ対スル特殊ナル愛着

(3) 不在地主、中小地主ノ農業生産指導力ノ欠乏
(4) 耕地分配ノ不平等——農業生産ノ立場カラ (a) 所有分配ノ大小 (b) 所有農民ト無所有農民トノ割合

(5) 耕地整理法ト農地所有並ニ經營
(6) 国有地、公有地、入会地等ノ生産状態
(7) 耕地担保制度ト農業生産 (a) (b) (c) 略
(8) 耕地開墾開發、土地利用形態ノ變更、既耕地ノ所有權變動ノ自由ト制約

〔二〕 農村ニ於ケル階級分化ノ激化

(既述ノ諸原因ノ結果ニシテ又之ヲ強メルモノ) (地域的、部門別ニ觀ル)

(1) 不在耕作地主ト耕作地主
(2) 不在地主ト在村地主
(3) 地主ノ諸範疇
(4) 耕作者間ニ於ケル貧富農ノ分化 (a) (b) 略
(5) 階級分化ト農業發達及ビ農村機構 (a) (b) 略
(6) 農業ト他産業トノ間ノ支配被支配關係

「和田農業班」の「チーム・ワークは、他の部門に比べて特に団結が固く……充実した資料の収集と実地調査等に基づく基本調査をなした」といわれるが、以上のべた三つの中心的な農政調査活動は、後述のような外的与件と内部事情の変化もあって、いずれも結果をみないトルソーに終わっている。とくに最後の「探究」メモ（昭和十二年一〇月）は、企画院になってからの作成文書であり、翌一三年四月には中心人物の和田氏が農林省に復帰しているから、トルソーにせよどの程度実際の

検討作業が進捗していたかも知れない。むしろこの文書の意義は、後述のように「物動計画」を中心とする戦時事務局の中核機関となった企画院にあって、あくまで「内閣調査局以来ノ伝統」(総合的国策の調査立案機関としての基本的性格)を守ろうとしていた「和田農業班」が、あえて提示した問題整理の枠組みと堅持し続ける基本視点のプロテストのマニフェストたることであつたというべきであろう。

「和田農業班」の調査研究活動で、他部門ともかわり合いをもつた注目すべきものが二つある。

一つは「列国政策彙報」の刊行である。熊代氏によれば「昭和一年頃だつたと思いますが、和田さんの発案で列国の政策レビューをやる部屋をつくり、英、独、仏、露……の語学に堪能な人を集めた。和田さんは、世界の政策の動きを十分つかんでおかないと視野が狭くなり遅れをとる、というのです。月報形式で、各国の、農政だけでなく政策一般の動きをフォローする冊子を出して、局内で情報センターの機能を果しました」(筆者への直話)。

もう一つは、日本の経済政策樹立の理論的基礎づけを行うための「総合基本調査」の企画である。内閣調査局時代はとくにセクションナリズムを排除する一体的空気が強かつたこともあつて、前記の「再認識」メモの立案検討の討議には、商工班の正木、井口両氏や財政金融班の奥山氏も参加していたが、昭和一

一年六月頃から正木氏の発案で、農業班、商工班、財政班にまたがる調査局らしい「総合的なる基本調査」が企画された。正木氏は当時刊行されたアメリカのフーヴァー委員会報告書(『最近の経済的諸変化』、『最近の社会的諸変化』)に触発された、とのべている。和田、橋井両調査官の賛同を得て調査の準備に着手するとともに、調査実施に伴う次年度の予算増額にまでこぎつけたが、企画庁への改組などのため調査はついに実施されなかつた(正木氏はこの調査で到達すべき結論の輪郭は「ブロック経済ノ必然性ト重工業ヲ中心トシテノ日本産業ノ再編成」であつた、として⁽⁸⁶⁾いる)。

(3) 内閣調査局には「大学の研究室を集めたようなアカデミックな空気と学生気分をそのまま持ち込んだような奔放な明るさ」があつたとされるが、このような「調査局カラー」をもつとも体現し、かつ、牽引的役割をはたしていたのが「和田農業班」であろう。しかも、その仕事自体が他部門への波及ないし連動をもたらず開かれた性格をもち、局全体が部課制ラインの垣根がない一体的運営を志向していた。こうした基盤の上に、内閣調査局から企画庁時代にかけて一つのインフォーマルな交友グループが形成されていった。「企画院事件」で槍玉にあげられた「和田グループ」(和田調査官を中心とする正木、勝間田、奥山、八木沢、井口、美濃口ハ時次郎、小沢らの諸氏。これに企画庁になってから稲葉氏、和田ハ耕作V氏らが加わ

る)である。「彼らは共通の仕事の外に共通の娯楽関係もあって親密度がましていった。たとえば麻雀、碁、野球、テニス、旅行等であった(何れも和田氏の得意種目である——筆者注)。この中では和田博雄が、上官だという点からしても、その広範な娯楽・趣味からしても、更には人格的にすぐれ、人間的にも多くの人から敬慕を寄せられていたことも關係して公私両面にわたって中心的な存在になっていた」⁽⁸⁸⁾。

正木氏はこの交友グループに存した「精神的共鳴点」につき次のようにのべている。

「……単ナル遊び友達、単ナル仕事ノ同僚トイフ關係以上ニ我々同志ヲツナグ精神的共鳴点ハ確カニアリマシタ。……現在デハ各自イロイロノ政治的信条ニ成ツテイマスガ、若イ時代ニマルクス主義ニ接シタコト——ソレハ人生ノ最モ感ジ易ク純情ナ時代ニヒタムキニ熱情ヲ傾ケテ人生ヲ見ヨウトシタコトデアル。ソノ為メニ傷イタケレドモ當時ノ純粹デアッタ自分ノ心構ヘダケハ今デモイトホシムトイッタ感慨、之ハ我々ノ年輩ノ左翼前歴者ガホボ共通ニ持ツ所デハナイデセウカ。又、マルクス思想カラ脱却シテモ、ソノ時代ニ身ニ付ケタ批判的分析的精神トイフモノハ容易ニ抜ケズ、ソレガ一寸話合ツテモ嘗ツテマルクス思想ノ洗礼ヲ受ケタカ否カヲヒント感ジサセルノデハナイデセウカ。ソレヲ私ハ精神的共鳴点ト申スノデアリマス。此ノ批判的精神ハ當時ノ調査局ノ革新的風潮トモアル程度合致シマ

シタノデ、我々ハ思想的ニハ相当ナ距離ノアル革新官僚トモ割合融合シマシタ。ソレガ後ニ調査局ヨリ企画庁・企画院トナツテ庁内ノ空氣ガ革新ヨリ事務的トナルニツレテ、批判的精神ヲ満足セシメナイ為ニ調査局ノ伝統ヲ守リ度イ、昔日ノ如ク批判的精神ヲ満足サセ度イトイフコトデアッタト思ヒマス」⁽⁸⁹⁾。

多くの關係者が當時の和田調査官が發散した強烈な個性と人間的魅力を語っている。前記交友グループ以外にも、同僚調査官(橋井真八のち經濟安定本部第一部長、日銀政策委員歴任)、桑原幹根八のち愛知県知事)、山際正道八内閣調査局発足後大藏省から出向。のち大藏次官、日銀総裁歴任)らの諸氏)の心に鮮烈な印象を残し、「判任官グループ」(前記芝寛氏ら)は「よき理解者である進歩的高等官」として心を寄せていた。内閣調査局(企画院時代(昭和一〇年五月)昭和一三年四月の三年間)、和田氏は、三三〜三五歳の壮年期である。和田氏の生涯においても、もつとも精氣と生命力に満ちあふれ、潑刺としてかげりのない「盛夏の季節」だったといえる。稲葉秀三氏は、企画庁で個人的に体験した「普通の官僚でない」和田氏の印象を次のようにのべている。

「第一に氏は親しめる官僚だった。『すぐに友達になれて、この人には自由にものがいえる。その点ほかの役人とはちがう』こういう印象をもった。第二に企画庁時代はそれほど忙しくはなかった。そのため、執務後ときどき誘われて当時企画庁

のあった神田橋から学士会館、如水会館その他のところへ葦や麻雀をしにいったことがあった。そしてあとで人生論、世界観などを話しあった。思想的な集まりでは決してなかったが、和田氏の周辺には役所の中から別あつかいされる傾向のつよかった民間出の役人が集まっていたのだ。また和田氏はそのようなことを受けいれられるような人物だった。第三に私の感じたのは、『この人は地位のへだたりがなく、平等の立場で議論ができる人だ』ということだった。和田氏のいう自由な立場での論議を、和田氏は農林省だけでなく、内閣調査局、企画庁、企画院にももちこそうとしたのだ。それが一部の人たちにとっては魅力的だったのだ。⁽⁹⁰⁾

和田氏が内閣調査局でも出色の存在として頭角をあらわし、同志的交友グループをバックに一つの新興勢力にもなりうる条件が存していたにもかかわらず、農業面における総合的国策樹立には至らず、前述のとおりその準備階梯にとどまったのは、母体たる内閣調査局自体が辿った運命と無関係ではない。その点が、「電力国家管理案」で一躍「革新官僚」の花形となった奥村喜和男氏（逋信省から出向）やのちの「経済新体制」グループ（企画院の「新官僚三羽鳥」といわれた迫水久常、大蔵省、毛里英於、大蔵省、美濃部洋次、大商工省）らの諸氏）などと異なる所である。

昭和十一年の「二・二六事件」⁽⁹¹⁾と昭和十二年七月七日勃発の

「蘆溝橋事件」（↓日中全面戦争突入）が国情変化の分水嶺であった。「二・二六事件」によって相対的にリベラルな重臣層が一挙に勢力を失い、軍部の直接的政治関与が飛躍的に強まってきた。内閣調査局が一、二年のメドで画期的な基本国策を打ち出すという当初の目算は、大きく狂った。時局進展のテンポが、確たる羅針盤がないままに加速化されたのである。内閣調査局自体が「状況」を先導するよりは、後追的に「状況」にまき込まれる局面展開となった。

和田氏に、「二・二六事件」後の広田内閣時代の回想がある。「広田内閣の時に何をやるかと云ふことを僕等が考へたとき、一番に考へたのは金がかからずに行へる根本的の政策と云ふものだが、それは土地法だと思つたのです。金がかからずが一番効果が上がると云ふことは、社会的には一番摩擦がなくて、（しかも）一番やり難いことだ。政治家は一番嫌ふことで、実際は一番必要なことなんだね。⁽⁹²⁾」

日中全面戦争突入後も、初めの頃には早期戦争終結の見とおしも存し、「戦後対策」（例えば昭和十三年三月に設置された中央農林協議会、前回の(二)の4参照）の専門委員会が「戦後農村対策」の名を冠しているのは、この時期にもなおこうした問題設定が可能であったことを物語っている）として行われる「国内革新」の目玉として土地政策を準備するという希望的展望もありえた。だが軍部主導の膨張政策に対する有効な政治的截止

めはついに実現せず、大陸の戦争は、「不拡大方針」から次第に泥沼の長期戦の様相を呈しはじめた。加速化された戦時体制進行の過程で、かつての「国策樹立機関」は、一略「総動員庁」化の道を辿ったのである。国策樹立を論じ得たのは、企画庁時代までであった。企画院になると、完全に戦争経済のための物動機関に変質した。前述の改組反対の動きにも象徴されるように、かねて軍部中心の急進的統制論には異和感をもって、和田氏はこの潮流に抵抗している。「和田さんは仕事を好むところがあつた。『物動計画』にも初期にはタッチしていたが、戦時経済的テクノロジーには興味を持たなかつたですね」（正木氏の直話）。「和田グループ」にも亀裂が生じた。「和田農業班」が、戦時事務にはある種のサボタージュのポーズをとりつつ、時流に背を向けて戦争終結後の基本農業政策を論じていたのに対し、正木氏や稲葉氏は「物動計画」に深くコミットしていった（とくに稲葉氏は、「物動男」といわれるほど熱心に取り組んだといわれる）。正木氏は、後年「否応なく戦争に巻きこまれていくプロセスで、その基盤となる戦時経済統制なり、生産力補充計画が余りにも立ち遅れているという焦燥感があつたし、民間から入った我々には和田さんのように企画院から本省へ戻る場もチャンスもなかつた。いわば『逃げ場』を失なった形で戦時経済のための『物動屋』になつてゆきました」と述懐している（筆者への直話）。

「企画院への改組直後、正木・稲葉・和田（耕）は物動事務に關係、他のメンバーは『之三關係ナク、一時ハ冷評的態度ニ出ルモノモアツテ私（正木）ヲシテ憤慨セシメタ』（『正木上申書』）という情況もあり、実際和田博雄などは『物動計画何するものぞ』との冷淡な態度をとり、農業班を戦時業務の外におき、農林省に復帰するまで、農業基本調査を遂行していたようである（『特高月報』）。」

三年前大きな夢と期待をもつて内閣調査局入りした和田氏は、いわば企画院に見切りをつけたような形で農林省へ復帰したのである（昭和十三年四月二日、米穀局米政課長に就任）。

吉田茂元首相は、後年「戦後改革」をふり返つて「結局戦後の改革で日本に根づいたものは、日本側になんらかの基礎があつたものであり、それがなく、かつ、日本の実情にそわなかつたものは独立回復後に変更されたように思われる」と述べ、後者の「その成功が必ずしも明らかではない」例に「教育改革」をあげ、前者の代表例に「農地改革」を取り上げている。

「それは非共産主義世界で行なわれた農地改革のなかで、最も徹底したもの」であつたが「この徹底的な改革が根づいたのは、農地改革がそれまでに日本で準備されてきたからであつた。……たとえば戦後農林大臣として農地改革を担当した和田博雄氏は、農林省の官僚として戦争前から農業の実態調査を行ない、農地改革についても計画を練つていた。それは本格的な研究で

実態もよく調査されていた。こうして、農地改革は、占領軍から指令されるまえに、日本側から提示されることになったのである⁽⁹⁷⁾。

農地改革との直接的関連性という点では、戦前の和田氏の農政(調査)活動に対する吉田氏のこのような評価は、厳密に言えば正確さを欠くかもしれない。戦後の農地改革の社会的経済的素地を形成する役割をはたし、直接的な政策的つながりをもつのは、戦時農地行政の展開であり、小作官制度を通じてはぐくまれた地方小作官達の農地問題に関する経験と知識のストックであったからである。

「和田農業班」の仕事には、行政的結実も調査研究の完成もなかったし、のち「企画院事件」連座のため和田氏は折角の農政課長のポストを二カ月半で失い、戦時農地行政のなかで主導的役割をはたすことができなかつた(その歴史的役割は、東畑八四郎V農政課長が代行する形となる)。しかし、和田氏は進歩的農林官僚団のシンボルの存在として省内に大きな声望と影響力をもっていたし、内閣調査局から企画院にかけての「和田農業班」の旺盛な調査研究活動は、古巣の農政課などにも刺激と波及効果をもたらし、大きな理論的資料的貢献をしていたに違いない。その点をも考え合わせると、前掲の吉田氏の記述からすぐれて象徴的な意味を読み取ることができるであろう。「和田農業班」は、「戦後改革」の時代に、農地改革を手がけ

た和田農相を生み、「企画院グループ」が和田長官をトップに再結集した「和田安本」を現出させる「戦後史」の重要な伏線となった。直接的結実はなくとも、その軌跡のなかには、大いなる懐妊効果が胚胎していたのである。

(4) アンドレ・モロワの「友情論」のなかに次のような一節がある。

「さて、我々には友情の最高の形式である、師と弟子の関係の研究することが残された。……時として、我々によって選ばれた師が、作家や哲学者でなくて、行動人である場合がある。彼の周囲には彼の命令の下に働く一団の友人が形づくられる。

この労働の友情は美しい。彼等は目的を同じくするために、その友情は嫉妬心から潔められている。彼等の友情は幸福である。なぜなら行動がそれを充実させ、卑しい感情の発展する余地を与えないからである。……人々は同じ希望を共にし、同じ失敗に対抗しなければならぬ。我々はこの種の友情を士官や技師たちの集会所のなかで見付けた。我々はリョテー元帥(八一八五年——一九三四年V 植民地統治に非凡な手腕を示し、陸相もつとめたフランスの軍人。アカデミー・フランセーズ会員——筆者注)やルーズベルトの周囲に結束して集まった青年たちを見た。そこでは『親方』は権力や威嚇によって支配していない。彼自身もまた、彼の流儀で友人になっている。しかも往々にして極めてよく気の付く友人である。彼はすべての人々に

よって承認され、尊敬されている鼓舞者であり、この美しい集
合的な友情の中心である。⁽⁹⁵⁾

「上意下達」の「タテ型社会」が支配的であるわが国におい
ては、このような「集合的な友情」が実務の世界で成立する事
例は少ない。官僚機構におけるその稀有な事例を筆者の主題に
即して考えると、二つある。

一つは、「石黒農政」を支えた石黒忠篤氏をいただく集団で
あり、もう一つは、内閣調査局と企画院―農林省―経済安定本
部とつづく和田博雄氏を中心とする集団である。

すでにのべて来たところからも明らかなように、この二つの
集団の「原型」となる大正中・後期に小作立法と取り組んだ
「石黒チーム」と昭和一〇年代前半の「和田チーム」（「和田農
業班」＋「交友グループ」）には、多くの共通点がある。「石黒
チーム」にも生え抜きの官僚のほか外部から「一芸堪能の士」
が加わっているが、「和田チーム」は内閣調査局、企画庁がと
っていた特別任用制により採用された民間人士によって主とし
て構成されていた。専任スタッフのみならずブレインの存在・
活用も特徴的である。かつて「石黒チーム」において末弘巖太
郎氏や那須皓氏になった役割を、「和田チーム」では東畑精
一氏ははたした。リベラルな空気の中での同志的結合、学問的
研究と行政を有機的にリンクさせる仕事のスタイル（実態調査
と外国制度研究の二本立てである点も同様であるが、「和田チ

ーム」には内閣調査局における国策立案という、「石黒チーム」
より幅広いテーマと舞台設定を基礎に、マルクス経済学や近代
経済学による理論武装や計量作業の導入などの新機軸がみられ
る）など、まさに「和田チーム」は、十数年前の「石黒チー
ム」の再現であり、継承発展であったといつてよい。とくに両
者が、伝統的にライン中心の日本の官庁には珍しい「スタッフ
集団」の造出に成功していることは、行政史上特筆に値する。
二つの集団の成り立ちと特性は、指導者たる石黒、和田両氏
の個性とリーダーシップによるところが大きい。「石黒集団」
は、松村謙三氏を嘆賞せしめた、類例をみないほどの緊密な同
志的結合体であるが、相対的にいえば指導者石黒氏の家父長的
リーダーシップの度が強い。それだけに、モロワのいう「美
しい集合的友情の中心」としては、和田氏の方がよりふさわし
いといえるかもしれない。
さて本項で残された最後のテーマは、「企画院事件」にもか
らむ「革新官僚左派」ともいふべき和田調査官のユニークな立
場の若干の吟味である。
当時のいわゆる「革新官僚」ないし「新官僚」⁽⁹⁶⁾（以下便宜上
「革新官僚」という言葉を用いることとする）のなかに和田氏
を含めるか否かについては問題がある。稲葉氏は、「企画院事
件」に連座して警察で取調べを受けたとき、担当官から次のよ
うにいわれたという。

「内閣調査局から企画庁時代を通じてこれらの役所は革新官僚の中核的存在だった。しかし革新官僚といっても、そのなかにいろいろな種類があった。たとえば奥村喜和男、栗原美能留などはどちらかというところ右翼の革新だ。また商工省からきている橋井真は自由主義的革新だ（自由主義的革新」というものがどういふものか判らなかつた——稲葉注）。ところが和田博雄の場合は左翼的革新なのだ。左翼的革新というものだけは自分たちはゆるすことができない。和田は左翼的革新をしようとの意図をもって人材を民間から集め、将来の革命の準備をしようとしていた人間なのだ。お前もその一員だと自分たちは思っている。」⁽⁹⁷⁾

「革命云々」はとに角として、和田氏を危険な「左翼的革新」、すなわち「革新官僚左派」とする治安当局の見立ては、興味ある指摘である。

「革新」はもともと多義的用語である。社会体制ないし政治組織の変革を指し、「保守」ないし「現状維持」と対置されるが、深まりゆく体制的危機に直面して右も左も「革新」を標榜した時代であった。とくにドイツやイタリアにおけるファシズム政権の成立によって、コミンテルンとの対立をはらみつづ、国際的にも左右の新興「革新」勢力の台頭が英米自由主義諸国をおびやかした時期である。「革新」概念が多義的である以上「革新官僚」が表象する官僚群像の範囲も、論者によって様々

である。既成政党が弱体化し、エスタブリッシュメントも勢力失墜した政治状況の中で、官僚の調査立案能力と人脈を武器に官僚主導型の統制経済、計画経済による「時局革新」を志向して台頭した官僚群を総て「革新官僚」の名で包含するのは、余りに広義にすぎよう。

当時の典型的な「革新官僚」とされた人々には、おおむね次の三つの特徴がみられる。①国政一般の「革新」を志向する「国士」型官僚であること。②政治的行動・運動に積極的にコミットし、多かれ少なかれ国家主義的ないし国粹主義的な各界各省有志の横断組織(例えば、安岡正篤氏を思想的指導者とする「革新官僚」および「陸軍統制派」のグループであった「国維会」など)にかかわりを持ち、集団的な「処士横議」に加わっていること。③軍部の「革新派」(主として「陸軍統制派」の軍人)と気脈を通じ、何らかの連動・呼応の関係がみられること。

このようなメルクマールないしニュアンスを一応の基準において眺めると、農林官僚群にはいわゆる「革新官僚」はあまりみられない。その指導者であった石黒忠篤氏や小平権一氏は、統制経済思想をいち早く時代精神として把握した官僚であり、「国士」的気概の人ではあったが、行動面においては、政治へのコミットをきらい、農林官僚としてのテクノクラートの分限を逸脱しない、いわば「省士」⁽⁹⁸⁾でありつづけ、軍部とも一線を画していた(例えば小平氏は昭和十一年に経済更生部長

現職のまま関東東軍の経済顧問に任ぜられているが、農業問題のエキスパートとして満州国の農業政策立案に徹している。こうした当時の農林省的気風―「省風」のなかで育った和田氏である。同氏自身の性向からみても、一般的な意味での「革新官僚」ではあり得ない。東畑精一氏が「(和田博雄) 君が戦前官僚にあって広く嘱望された官吏であったにもかかわらず、いわゆる革新官僚たりえなかつたのは、君にとつては個人的な権力欲よりも遙かに高い知性の何たるかを知っていたからでありましょう⁽⁹⁹⁾」としているのは、そのようなニュアンスを体して正鵠を得ているといえよう。しかし稲葉氏の話からヒントを得て「革新官僚左派」という用語に独自の意味とニュアンスを持たせるならば、和田氏は内閣調査局へ企画院を通じて、そのイメージによつて表象される、中堅クラス以上の官僚としては殆ど唯一の人物であつたといえる。それがまた「企画院事件⁽¹⁰⁰⁾」の主謀者として政治的に「えらばれた」所以でもあろう。

もう一度和田氏の国家観をふり返つてみよう。

「現代国家の特色は、⁽¹⁰¹⁾国民経済への強力な関与に在るものと云ふことが出来るであらう。」

「資本の自治的統制を主として統制が考へられ実行されてゐる限り、問題は何時までも未解決であらう。国家が真に総合的な、統一的なる、積極的な統制活動を担当した時に初めて、問題は解決の端初に着いたと言へるであらう。」⁽¹⁰²⁾

「国家の力による米価の維持安定は、農民の渴仰する太陽⁽¹⁰³⁾なのだ。」

ここにみられるのは、社会的公正を実現する主体としての超階級的で強力な国家への期待である。石黒氏にみられる、ある種の「後見的國家観」を農政面から国民経済一般へ拡大したものともしえよう。しかし石黒氏の場合は、あくまで天皇制国家の枠組み(前回△)の4Vのべたとおり、頂点に君臨する天皇は国家最高の理想の人格の体现者である、とする)を堅持しており、同氏の「國家協同組合主義とも言ふべき」新体制も同氏が想定する「開明的な天皇制國家」の射程内に調和的におさまる構想であつたといえる。和田氏の場合は少しく事情を異にする。和田氏が当時天皇制廢止論を唱える団体変革論者であつたなどとは到底思われ⁽¹⁰⁴⁾ないが、石黒氏のような意味で天皇制國家と親和的であつたともいえないであらう。2でのべたとおり農業団体の階級性は鋭く洞察していた和田氏であつたが、國家の階級性についての考察はいささか甘く、余りに楽観的であつたといわざるをえない。

この時期、同時代的な「プロメテウスの知性」の持主として和田氏とアナロジカルに想起されるのは、「企画院事件」(昭和一六年一―四月)と前後する「ゾルゲ事件」(同年一〇月)の尾崎秀実氏である。近衛文麿公のブレインの一人であつた尾崎氏は、和田氏と立場も「事件」とのかかわり方も全く異なる

が、鬱勃たる自負心ないし使命感と、それゆえでもあるオプティミスティックな国家観では一脈相通するものがあるといえる。独創的な「プロメテイウス型」左派インテリにみられる一つの特徴かもしれない。二人は自らの、ある意味では多分に幻想的な「国家ヴィジョン」(和田氏の場合は現実的な官僚であり、評論家である尾崎氏ほど空想的であったとはいえないが)の忠実な使徒でありつづけた挙句、「現実の天皇制国家」から国事犯として投獄(尾崎氏は死刑)されるといふ痛烈なしっぺ返しをくらう運命を共有したのである。

もう一人あげるならば、朝日新聞の笠信太郎氏であらう。「企画院事件」の重要な背景となる「経済新体制」構想の原型となった『日本経済の再編成』(昭和一四年一二月)を書いた、「昭和研究会」の「良心と新理論」を象徴する人物である(「近衛新体制」に寄せた笠氏の大きな期待は裏切られる。失意のまま笠氏は、ヨーロッパ特派員として昭和一五年一〇月追われるように日本を後にして事実上の亡命生活に入る)。笠氏に代表されるような「戦時においても——いやむしろ戦時の『非常性』をバネに使って、資本主義の基本矛盾を是正したいとい(106)う」発想は、いわば笠氏に先行して、内閣調査局という相対的には未だ流動的な「時と場」において「革新官僚左派」的立場を構築していた和田氏の戦略志向(農業ハコレ等ノ条件変化ニ適応スルノミナラズコレヲ契機トシテ自己發展ノ途ヲ自ら建設

シテユカネバナラヌ)⁽¹⁰⁶⁾とも合致するものである。

尾崎氏や笠氏との違いは、和田氏が農林官僚でありしかも当時農林省に蟠踞していた進歩的農林官僚群のエース的存在だったという点にある。農業問題の焦点を「土地制度改革」にすえる問題意識と政策志向は、体制内部ではぎりぎりの限界的政策選択の要求を内包する。これを押し詰めれば、畢竟思想的問題にも達せざるをえない。その突出部分に微妙な「革新官僚左派」的立場の存立拠点が生まれる。しかもそれは、国政一般というよりは農政にマトがしぼられている。和田氏の「革新官僚左派」の内実は、「石黒(農政)左派」であったのだ。その限りで、情勢の推移にもかかわらず、農林省内にひきつづき接点と精神的共鳴盤を持ち得たのである。例え「企画院事件」によって和田氏が戦列を離れる(昭和一六年四月八日「和田逮捕」)ことを余儀なくされても、その道統はもっと用心深く慎重な人々によって着実に受け継がれ、戦後の農地改革を準備する重要なステップとなる戦時農地行政は、昭和一六年以降さらに大きな展開をみせるのである。

戦前・戦中の経済統制手法は、戦後の経済復興期に、その目的を変えて引き継がれた⁽¹⁰⁷⁾といわれる。「高度国防国家」建設の目標が、「平和国家」再建にかわった。軍需中心が民需中心に置きかえられる。戦後統制は、いわば「軍国主義」をしみ抜きにした戦時統制の再現という性格をもっていた。第一次吉田

内閣の農林大臣として農地改革を手がけたあと片山内閣で和田氏が長官をつとめた経済安定本部は、旧「企画院グループ」が再結集した戦後統制の中心機関である。「戦後改革」の主導者であり、戦後統制の最高責任者となった和田長官は、まことに格好な象徴性を帯びた人物であったといえる。かつての和田調査官をめぐる反軍的エピソードは、今日に語り伝えられている。和田調査官は統制経済官僚ではあったが、軍部に対しては批判的姿勢をとりつづけ、戦争経済のための「物動計画」にはついにコミットしようとはしなかった、殆ど唯一人の伝説的「革新官僚左派」であったからである。(完)

注(69) 『岡田啓介回顧録』(毎日新聞社、昭和二五年)、一
二七～一二九頁。

(70) 内閣審議会と内閣調査局(企画庁・企画院)については、左の文献参照。

① 石川準吉編著『綜合国策と教育改革案——内閣審議会・内閣調査局記録——』(清水書院、昭和三七年)。

編著者の石川準吉氏は当時内閣調査局属官。戦後行政管理庁の行政管理局長などを歴任しているが、「内閣調査局は、その後三〇年に近い著者の官界生活を通じて」「多くの点で、今日もなお学ぶべき理想的形態を備え、理想に近い運営がなされた」「最も理想に近い役所であったと思う」とのべている(同書「序に代

えて」)。

② 前掲読売新聞社編『昭和史の天皇』17 企画院(読売新聞社、昭和四七年)。

(71) 『吉田茂』(吉田茂伝記刊行編輯委員会、昭和四四年)、二〇四頁。

(72) 例えば、昭和一〇年二月(二・二六事件)の数カ月前、和田調査官、蟻山政道東大教授、東畑精一東大教授らとともに「産業組合運動と政治を語る座談会」に出席した亀井貫一郎氏(社会大衆党代議士)は、当時の社会状況を「ギルド・アナーキズム」(階級的職業的分裂)の時代と捉え、次のような政局展望をのべている。

「……斯う云ふ時代に於ては政党内閣にならん、フアッショにもなり得ないと考へると、暫く新しい政治機構を和田さんあたりに考へて戴く迄は、結局中間内閣に両大政党的挙国一致の形態で、実は上の年寄の方は藤原頼経(源氏の嫡流が三代でとだえたあと、執権北条氏が京都から迎えた傀儡將軍―筆者注)で以て執権職は其の下の方に行く。中間内閣が交代して出る度に下に行く傾向を強くする。さう云ふ政治形態が続いて行く。」「産業組合」昭和一二年二月号、七一頁)。

無産党代議士さえ、内閣調査局の少壮調査官である和田氏らを「政界の新興勢力」と目し、現状脱却の新

政治機構創出のプランナーと見立てられているような口吻をみせているあたりが興味深い。

- (73) 前掲「正木千冬上申書」(前掲『日本政治裁判史録』三七五～三七六頁所引)。

- (74) 「内閣調査局時代の吉田茂」をめぐる座談会」における和田発言(前掲『吉田茂』二〇六～二〇七頁)。

- (75) 宮地前掲「企画院事件」(前掲『日本政治裁判史録』所収)、三八四～三八五頁、四一六～四一七頁。

- (76) 昭和六年の第五九帝國議會において「小作法案」(立案責任者は石黒農務局長)と同様な運命(衆議院通過、貴族院審議未了。前回の(二)の3参照)を辿った「労働組合法案」を手がけたのは、当時内務省社会局長官であった吉田茂氏である(ついでながら大正期の原内閣時代、床次八竹二郎▽内相の下で初の「労働組合法案」を起草したのは、「若き日」の南原繁事務官△のうち東大総長▽であった。「和田日記」△昭和三十一年一月五日付▽によれば、後年和田氏は、「政策研究会」△社会党内の「和田派」▽の勉強会に講師として招いた南原氏からこの経緯を聞いている)。吉田氏は社会局長官で内務省を退官した後、岡田内閣の内閣書記官長に就任するまでの間、労働問題の調査、労使関係円滑化の機関であった財団法人協働会の常務理事を

つとめており、の内閣調査局、企画庁へ入る勝間田清一氏、美濃口時次郎氏、稲葉秀三氏などは、この協働会で吉田理事の薫陶をうけたグループである。

- (77) 前掲『昭和史の天皇』17所収の「内閣調査局」、一〇八頁。

- (78)(79)(80)(81) 前掲「予審終結決定書」(前掲『日本政治裁判史録』所収)、四一四～四一五頁。

- (82) 前掲『綜合国策と教育改革案』、一六四六～一六四九頁。

「国民経済に於ける農業の地位の再認識」(増補版。昭和十一年九月一日)の大項目の構成は、次のとおりである(項目ごとの担当者名が記されている)。

(イ) 全産業資本の内、農業の占むる割合(和田、勝間田、川俣担当)

(ロ) 国民的生産労力の幾何が農業に相当されてをるか(和田、田村担当)

(ハ) 農業の生産量の国民経済的地代(八木沢、熊代担当)

(ニ) 農産物の商品化(八木沢、熊代担当)

(ホ) 国民所得形成上に於ける農業(和田、勝間田、川俣担当)

(ヘ) 資本蓄積力と農業再投資(和田、勝間田、川俣担当)

(ト) 工業生産物(殊に中小工業生産物)の国内市場としての農業所得(八木沢、熊代担当)

(分) 財政に対する農民の参加 (和田、田村担当)

(リ) 農業労働所得水準と労働市場との関係 (和田、田村担当)

(ウ) 輸移入農産物の経済的意義 (八木沢、熊代担当)
(ル) 農業者のタイプ (和田、勝間田、川俣担当)

(83) 当時の和田氏が、「講座派」と「労農派」のいずれの立場に近かったかを詮索することは今日的に余り意味がないが、「労農派」に属する正木氏は「農業班だけではなく我々も加わって、よく地代論などをやったが、理論的にもっともリードしたのは和田さんだった。和田さんの議論は『講座派』的だったことが印象に残っている」と回想している。和田氏自身は、後年次のようにのべている。

「私も『講座派』と『労農派』の論争は読みましたし、研究もしました。山田盛太郎君ともずいぶん仲よく交際したんですけれども、私は『講座派』の主張が正しいとは思いませんね。なんだか範疇を固定化しちゃって、それですべてを律しているという格好が、日本の農村をとらえるいき方としてはあまりにも静的な感じがしましてね。山田さんにもそれをいったんですよ。もう少しダイナミックなものがあるんじゃないかという話をしたら、そうだとはいっていただけども。……しかし山田さんは農地改革の意義とい

うものを正しく評価された一人ですね。(安藤良雄編著『昭和政治経済史への証言』下八毎日新聞社、昭和四一年V、四六頁)。

(84) 前掲『総合国策と教育改革案』、一六五〇～一六五三頁。

同右書に収録されているテキストには、作成年月日の表示はない。「昭和十二年一〇月作成」説は、宮地前掲「企画院事件」(三七八頁)による。
「我国農業(農村)窮乏ノ原因ノ探究」の大項目の構成は、次のとおりである。

- (イ) 他種産業トノ間ニ於ケル農業生産力発展ノ不均衡
 - (ロ) 外国、外地農業並ビニ農業代用産業トノ關聯
 - (ハ) 負債殊ニ高利負債ノ累加、重圧
 - (ニ) 農家負担ノ過重ニシテ他種産業(職業)トノ不均衡ナルコト
 - (ホ) 農業経営組織ノ不備
 - (ヘ) 土地制度ノ欠陥
 - (ト) 農村ニ於ケル階級分化ノ激化
 - (分) 市場組織ノ変化ト小農経営ノ不適應性
 - (リ) 各種資本ニヨル農業ノ支配
 - (ル) 農村自治体ノ機能ノ衰退
 - (レ) 農村生活ノ欠陥
- (85) 同右書、九八頁。

(86) 宮地前掲「企画院事件」、三七八～三七九頁。

(87) 前掲『昭和史の天皇』17、八九頁。

(88) 宮地前掲「企画院事件」、三八二頁。

(89) 前掲「正木千冬上申書」(前掲『日本政治裁判史録』、三八二～三八三頁所引)。

(90) 稲葉秀三「官僚としての和田博雄」(昭 和官僚列伝Ⅴ『官界』昭和五二年二月号、行政問題研究所所収)、一八〇～一八一頁。

(91) 昭和一年の「二・二六事件」は、同時代の和田氏らの世代には一際鮮烈な衝撃を与える事件であつたらしく、今日残る「和田日記」(第一回の(一)の注八4V参照)の初日(昭和一年七月二日)には、「(日記を書き始める)いま一つの動機は、二・二六事件の香田大尉以下十五名の死刑の執行がこの日あつたが故である。新たなものが生れねばならぬ。旧きものは毀たれねばならぬ」と記している。「二・二六事件」のことは、最晩年の「和田日記」にも、その日がくるときまづて想起されている。同僚調査官であつた心情的には皇道派寄りの鈴木貞一大佐は、このとき陸軍首脳部と反乱軍双方に顔のきく実力者にのし上がつていた。橋井氏の回想によると、「事件」直後、顔をみせた鈴木大佐を和田氏と二人でなじつたら、「鈴木君はおこりましてね、『なにをいってやがるんだ。こういうこ

とが起るといけないから、お前たちにしっかりと庶政一新をやれといつてたんだ。お前たちがなんにもしないから事件になつてしまつたんだ。オレはさんざん警告したじゃないか』……」。(前掲『昭和史の天皇』17、二五四頁)。和田氏は後年前掲「内閣調査局時代の吉田茂」をめぐる座談会で「(岡田さんへ首相Ⅴが生きておつた)ときかされたとき)橋井君と二人で……けつこうなことではありますけれども、そのときに異様な感じを受けたことを覚えておりますね。……このときの印象は非常に不快ですね。何だか悲劇が喜劇になつたような気がちよつとしましてね」と語つている(前掲『吉田茂』、二一八頁)。

勝間田清一氏によれば、「事件」発生後未だ取捨のメドが全くついていなかった時期、吉田長官は「もしクーデターが成功して軍が天下をとつた場合」に備へての政策準備を調査官に指示した。和田調査官は農業班のメンバーを集めた。「……間を置いて和田さんがスパツといつた。『そうだな。どうだ、農村のモラトリアム(徳政)だけやれと、そう軍ににおうか。いま農村がかかえている借金……を全部棒引きにしろというか』ってね。実際問題としてこんな政策が通るわけはない。中世ならいざしらずね。つまり和田さんはクーデターは成功しないとらんでいたから、このよ

うな乱暴な、いわば空論を持ち出したんですね。その腹がわれわれにも読めたもんだから、われわれも『よしそれでいいじゃないか、それで行く』と一決しましたよ。』(『昭和史の天皇』17、二四九～二五〇頁)。

(92) 「時局と農村を語る座談会」(昭和十二年一月九日)における和田発言(『帝國農會報』昭和十三年一月号)、一六一～一六二頁。

(93) 宮地前掲「企画院事件」、三八五頁。

なお同右論文は、「和田グループ」の分解過程を次のようにのべている(三八五～三八六頁)。

「昭和十三年二月の井口の応召、三月小沢の陸軍報道部囑託としての上海転出、四月和田の農林省復帰、九月和田耕作の東亜研究所への転出等、分解は決定的なものとなった。新たな(和田博雄抜き)交友関係は一四年に始まったといつてよい。同年勝間田は肥料の物動、奥山は貿易国際収支計画立案参画、更に佐多が生産力拡充計画の資金計画責任者となり、『一四年頃ニハ我々グループノモノハイヅレモ戦時計画ノ熱心ナ協力者推進者デアリ、ソノ思想モ仕事ヲ通ジテ反国家思想ノ汚染ヲ清メ、強度ノ国家意識ヲ盛ツテ活動致シマシタ。ココニ新ナル仕事ノ協同関係ガ再建サレ、祖国ヘノ熱情トイフ思想的共鳴モ涌キ我々ノグループハ復活シタト申スコトガ出キマス』(『正木上申書』)。

《ノート》 農地改革と和田博雄 (三)

……同時に正木、勝間田、奥山、稲葉、和田(耕作)、佐多は昭和研究会に進出、各研究会を通して戦時機構促進の案を練ることとなる。」

(94) 吉田茂『日本を決定した百年』(日本経済新聞社、昭和四二年)、一〇四～一〇七頁。

(95) アンドレ・モロワ『結婚・友情・幸福』(河盛好藏訳、新潮文庫、昭和二八年)、一〇四～一〇七頁。

(96) 「革新官僚」ないし「新官僚」という呼称は、もともとジャーナリズムが冠したもので、その意味するところは、はじめから必ずしも厳密ではない。今日の用法も論者によって様々であるが、一般的にいわれていることを一応筆者なりに整理してみよう。

おおむね「満州事変」(昭和六年九月一八日「柳条溝事件」勃発)以降太平洋戦争突入までの一〇年間が「革新官僚」の歴史的舞台とされる。これを前期と後期にわける。

前期には、行きづまった政党政治を打開する政界革新の動きのなかで、軍部や貴族院の「革新派」と呼ぶする官僚中の「革新派」が政界の新興勢力として脚光を浴びた。この時期に合頭した人々は、内務官僚が中心で、通常「新官僚」と呼ばれる。昭和七年の「五・一五事件」後の齋藤内閣の農林大臣、そのあとの岡田内閣の内務大臣となった後藤文夫氏がその代表的人物

とされる(とくに岡田内閣では、官僚から後藤内相を含めて藤井△真信▽蔵相、河田△烈▽書記官長ら四大臣が入閣して注目された)。「革新官僚」と結びつけて必ず話題となるのは、陽明学者安岡正篤氏の「国維会」で、後藤文夫氏と吉田茂氏(内務省出身。岡田内閣の書記官長・内閣調査局長官)がリーダーであったといわれる。「国維会」はとくに「陸軍統制派」との接触が多かったとされるが、その中心は永田(鉄山)軍務局長(昭和一〇年八月一二日相沢中佐によって刺殺)であった。

後期には、とくに昭和十一年の「二・二六事件」後、「満州組」と内閣調査局と企画院の統制官僚に代表される「革新官僚」が主役となる。満州国を「革新政策」の生体実験の場とした星野直樹(大蔵省。のち企画院総裁)、岸信介、椎名悦三郎(商工省)らの諸氏によって代表される大蔵・商工両省の「満州組」トップ官僚と内閣調査局と企画院を牙城とする中堅官僚——奥村喜和男△通信省▽、栗原美能留△内務省▽ら。とくに「経済新体制」グループ(迫水久常△大蔵省▽、毛里英於菟△大蔵省▽、美濃部洋次△商工省▽)は「経済新官僚」と呼ばれた——である。これらの統制経済官僚と提携したのが陸軍の中心的指導者(板垣征四郎、東条英機)らの「関東軍組」と武藤△章▽軍務局

長らによって代表される「陸軍統制派」および鈴木貞一ら)である。安藤良雄氏は、後期の「革新官僚」を代表するものは大蔵・商工両省を中心とする統制経済官僚であるとしながら、次のようなコメントを加えている(安藤良雄『ブルジョワジーの群像』——『日本の歴史』28——△小学館、昭和十一年▽、三八六頁)。「この間また特異な存在となったのは、ある意味においては独自の開明性をもち、農村救済と自作農創設政策を推進した農林官僚と、陸軍統制派とむすび国家社会主義的統制経済論にたつて電力国家管理を推進した通信官僚であった。」

(97) 稲葉前掲「官僚としての和田博雄」、一八二頁。

(98) 石黒氏や小平氏を「革新官僚」とみる見方もある。

例えば『帝国農会報』(昭和一四年五月号)の「人物月旦——小平権一氏」には「氏は、かつて後藤文夫氏、石黒忠篤氏等と共に、新官僚の一翼として囑望された」(同報、一五七頁)とある。前回(二)の(4)紹介した竹村民郎氏の論稿(「地主制の動揺と農林官僚——小作法草案問題と石黒忠篤の思想——」)でも『革新官僚』石黒」としている。

筆者は、本文でのべた理由から、「革新官僚」の中に石黒、小平両氏は含まない。農林省で強いて筆者的な意味での「革新官僚」的存在をあげれば、岸信介氏、

賀屋興宣氏と並んで当時「統制三官僚」といわれた井野碩哉氏、戦時経済体制下省内「物動派」のリーダー格となった重政誠之氏、農林省「満州組」の五十子巻三氏らであろう。

ここに筆者のいう「省士」とは、外と内に二重の特質をもつ。外部に対しては、「国土」官僚のように国政一般の改革を論ぜず、農林官僚としてのテクノクラートの専門分限を守る謂であり、内部的には、どのような部局のポストにあっても、先ず農林官僚の一員として求心的に行動する志向性を意味する。官僚の技術性・機能性を目的合理主義的に細分化して追求してゆけば、畢竟、局の立場、課の立場のみに立脚する「局士」、「課士」となってしまう。この時期（大正末期から昭和前期）には、これまでのべてきたとおり「土地制度改革」（↓農地改革）が、農林官僚の全省的な「悲願」であり、農政の中心課題が土地問題への強度の一元的収斂性をもっていた事情もあるが、農林省はまさに「省士の時代」であったといえる。

戦時農地行政のなかで大きなエポックをなしたのは、湯河（元威）食糧管理局長官による昭和一六年産米からの二重米価の設定と米穀供出制度の運用であった（地主米価格と生産者米価格の政策的な乖離の進行と小作人による直接出荷システムによって、農地改革以

前に高率・物納小作料の事実上の代金納化と大幅な引き下げが実現した）。これなどは、「戦争経済の論理と要請」に沿った食糧管理制度の運用という形をとって、大阻かつ高度に意識的に農地政策を推進した行政事例（「食糧問題」対処のなかに「農業問題」処理を巧みにしのび込ませたといえる）であり、この時代の「省士」的発想と実践を象徴するものであろう。

(99) 東畑精一「和田博雄君への告別の言葉」(同「農書に歴史あり」、家の光協会、昭和四八年所収)、一五八頁。

(100) 昭和一六年一月、正木千冬、佐多忠隆、稲葉秀三の三氏（何れも現職の企画院調査官）が突如逮捕。ひきつづき井口東輔、直井武夫、和田博雄（同年四月八日）、八木沢善次、勝間田清一、和田耕作の各氏が次々と検挙されていた。「内閣調査局から企画院時代にかけて『官庁人民戦線』を組織し、コミンテルン及び日本共産党の目的遂行のために活動した」とする「治安維持法」違反嫌疑である。主謀者と目された和田氏は、同年一月に第二次近衛内閣の石黒農相の下で古巣農政課の課長に就任したばかりであった。

「企画院事件」は政治的性格が濃厚で、その真相は、今日なお不分明なところがある。詳論は別稿を期すが、この事件は「企画院判任官グループ事件」（京浜

工業地帯の労働者を「人民戦線戦術」に依拠して組織し、反戦運動、共産主義活動を目論んだとされる「京浜グループ事件」のリーダーだった企画院属官芝寛氏の逮捕（昭和十三年一〇月）から「企画院判任官グループ」の研究會活動に飛火し、同一四年から一五年にかけて、岡倉古志郎、大原豊、沢井武保、小沢正元、玉城肇の各氏が検挙された）を火ダネとするもの、それが和田氏を中心とする「企画院高等官グループ」にエスカレートするには、入り組んだ当時の政治事情が働いている。「企画院事件」は、戦時経済体制を確立する過程における、とくに「経済新体制」の主導権をめぐる軍部、重臣、財界、右翼、官僚間の複雑な抗争の余波であり、その政治的妥協の祭壇に捧げられた「犠牲^{スレイブ}羊」であったといわれている。

この時期、「近衛新体制」確立を目指して軍部「革新派」と連携する企画院を中心とする「革新官僚」勢力の「経済新体制」派とこれに反対する勢力（「経済新体制」をアカとみなして排撃することにおいて、財界、親念右翼、治安当局間に奇妙な同盟関係が成立した）が激しく対立したが、戦時体制を安定させるという大義名分の下に、両勢力のトップに立つ近衛文磨首相と親念右翼の頭目である平沼騏一郎氏の間政治的妥協が成立した。「経済新体制」構想は、企画院原案

が大幅に軌道修正され、近衛平沼体制確立のため平沼氏が入閣する。ついに行われた内閣改造（昭和十五年二月二日）により治安官僚が一新された（「新体制」派のいわばハト派である安井英二内相、風見八章法相に代わって、反「新体制」派のいわばタカ派である平沼内相、柳川平助法相が登場）。平沼内相は、次官、警保局長、保安課長のラインを平沼系で固めた。すでにしてこのとき「企画院事件」という陰湿な政治的策謀のルールがしかれたといつてよい。

「事件」そのものは、典型的な官憲によるデッチ上げで、「治安維持法」を前提としても官憲側が法廷で犯罪構成事実を裏証することができない代物^{しろもの}であった。和田氏以外は、すべて「左翼前歴者」であったにせよ、逮捕の時点では、すでにのべたとおり多かれ少なかれ「国策の協力推進者」であり、現に「共産主義者」であるという証明はとてできなかったし、共産主義活動のための「協議」——「共同謀議」という嫌疑事実も、その実体が存しない以上、官憲調査は牽強付会以外の何ものでもなかった。すでにみたように「和田グループ」そのものがすでに解体していた（「グループ」健在の時期の活動にも何ら問題はなかった）。

にもかかわらず「平沼グループ」はあえて、この「事件」の捏造を欲したのである。「事件」のプロッ

トは法律的には拙劣だが、政治的には巧みに仕組まれた。彼等は裁判では負けても、政治的策謀としては、ほぼその目論見を達したのである。「犠牲者」達の人は、まことに巧妙になされている。「経済新体制」つぶしといっても、企画院の中核的「革新官僚」グループを直接の標的としては、彼等と結ぶ「陸軍統制派」(↓武藤軍務局長) 自体と事をかまえないければならぬ。狙いは「威嚇」にある。天皇制国家の最大のタブーである「赤化の恫喝」(政府の中枢部に赤色分子が潜入していた)はきわめて有効であった(事実この「事件」と「ゾルゲ事件」で受けた近衛首相の衝撃と後遺症は計り知れないものがある)。「左翼前歴者」を対象とする「赤狩り」ならば相手側も黙認し、自らの嫌疑をはらすためにも躊躇なく切り捨てるだろう。「事件」を大きくするための首魁には、かねて軍部・右翼勢力には「危険な左翼的革新」——好ましからざる「革新官僚左派」と映じていた、身辺つけこむ隙のある和田氏が「えらばれた」のである。

「企画院事件」の第一審判決は、敗戦後昭和二〇年九月二九日下った。和田氏以下、正木、勝間田、稲葉の各氏は無罪であった(佐多氏のみは他の罪状で有罪。井口、八木沢、和田八耕作の三氏はすでに起訴猶予になっていた。なお「判任官グループ事件」の芝、岡

倉、小沢らの諸氏はすでに別途有罪判決を受けている)。因に、その半月のちの同年一〇月一日、「ポツダム勅令」で「治安維持法」自体が廃止された。

(101) 和田前掲「農林行政に関する問題」、一頁。

(102) 和田博雄「臨時肥料配給統制法とは何んな法律か」

(『村』昭和十二年一月号、農村更生協会所収)、一六頁。

(103) 和田博雄「米穀に関する行政」(田中長茂編著『農林行政』下、常盤書房、昭和十五年所収)、一九一頁。

(104) 村田五郎氏(「事件」当時の内務省警保局保安課長)は「和田君の場合は、わたしがあとで聞いたら、やっぱり天皇制廃止論をとんでいたそうですね。これは警視庁の調べですが、こうなると国体変革ですからねえ。その調書をわたしは持ってたんですが、終戦になって進駐軍がきたとき焼いちゃったんですよ」とする(前掲『昭和史の天皇』18、一八二頁)。しかしこれは、他の資料や証言に照らして、筆者には当局者の船楫的詭弁としか考えられない。

(105) 中村隆英「笠信太郎と統制経済」(『歴史と人物』昭和四九年四月号、中央公論社所収)、七〇頁。

なお前掲「時局と農村を語る座談会」(昭和十二年一月九日)には、笠信太郎氏も参加しており、当時農林省で立案中であった「農地調整法」をめぐる、

和田氏とともに発言している（前掲『帝国農会報』昭和十三年一月号、一六〇頁）。

「入笠」非常時だから無用の摩擦をさげると云ふことが流行のやうであるが、その意味はむしろ逆に用ひらるべきだと思ふ。無用の摩擦をさげるために進歩的な法制をこの際作っておくことが必要と思ひます。

△和田▽ 農地法なんかには就ては、日本の将来のために相当進歩的なものをこの際制定して貰ひたいと思ひますね。」

(106) 和田前掲「農業政策綱領」（昭和十三年八月一七日）中の「農業政策綱領樹立上考慮すべき前提条件」。

(107) 中村隆英『日本の経済統制』△戦時・戦後の経験と教訓▽（日経新書、昭和四九年）、一五～一六頁。

(108) 「若き日」の和田氏の魅力の一面は、あけっぴろげで天衣無縫なところにあつた（それが友人の大槻正男氏などの目には「あぶなっかしく」映じ、先輩田中長茂氏を「和田君が余りに順調であつて若勞をしないから、大きな蹉跌がなくてくれればよいが」と案じさせたらしい）。左翼の人々との交友に全く無警戒であつたことや、反軍部的言動をかくさなかつたことも官憲にマークされた一因であらう。

熊代幸雄氏によれば「農業班にいた山本鍼治氏が応

召を受けたときの壮行会（昭和十二年頃）で、和田さんが『反戦演説』をやつたのをおぼえています。『支那事変はこれ以上拡大してはいけません。山本君が無事で早く帰ってくることを期待する』ってね。（筆者への直話）。

芝寛氏や川崎巳三郎氏によれば、前記「交友グループ」の一人である小沢正元氏が、陸軍報道部囑託として上海へ転出（昭和十三年三月）したとき「柳橋で親しい連中が集まって歓送会をやつたんですが、そのとき和田博雄君が『小沢君を送ることばとして』といつて与謝野晶子の『君死にたまふことなかれ』を朗々とやつたんです。このことが調書に出て、それも組織に結びつけられて……こういうことまで警察が知つていたとなると、われわれの中にスパイみたいな者がはいつていたとしか思えませんね。（前掲『昭和史の天皇』18、九頁、一〇三頁）。

〔付記〕

ここまでで、すでに予定紙数を著しくオーバーした。筆者の個人的事情もあり、本稿は、「序説」で示唆した当初の構想を大幅に修正して本号分を以てひとまず完結という形にしたい。もともと本稿における筆者のメイン・テーマは二つあり、一つは「農地改革前史と和田博雄」、もう一つは「（実施過程の）農

地改革と和田博雄」であった。前者、すなわち「第一次・第二次農地改革の主導者の一人となった和田農政局長・和田農相」がどのような主体的・客観的背景を以て登場したか、それが農地改革前史の過程でいかに準備されてきたか——は、本号までの記述で筆者なりにほぼ辿りえたと考える。しかし、この前者のテーマ自体も筆者が企図した当初の目論見からいえば、本来前回の「付記」で予告した「戦時農地行政の展開」と「雌伏のとき」〔企画院事件〕連座から農政局長カムバックまでの和田博雄〕まで書かなければ完結したとはいえない。

筆者の不手際をお詫びするとともに、残されたこの課題だけは、後日機会があれば何らかの形（統稿ないし補論）でほたしたいと考えている。